

平成21年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成21年3月9日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 7 番 磯飛 清議員
1. 公民館機能について
 2. 定年退職する市職員の再雇用と公民館人事について
 3. 小・中学校施設の耐震化について
- 17 番 中村芳隆議員
1. 下水道の整備促進について
 2. 弓道場の整備について
 3. 稲村公民館の改築計画について
- 21 番 山本はるひ議員
1. 広報および地域活動の推進について
 2. 職員が使用しているパソコンのセキュリティ対策について
 3. 市営駐車場について
 4. 民生委員の役割について
 5. 公民館の増改築および周辺整備について
- 6 番 鈴木 紀議員
1. 地球温暖化対策について
 2. 児童・生徒の生活習慣と食育について
- 18 番 君島一郎議員
1. 上中塩原温泉事業について
 2. アンダーパスの冠水対策について
 3. 都市計画道路について

出席議員（30名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（1名）

8番 東泉富士夫君

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

田代哲夫君
塩谷章雄君

農業委員会
事務局 局長

枝幸夫君
印南叶君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

議事調査係 佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28名であります。8番、東泉富士夫君より欠席する、11番、木下幸英君、29番、齋藤寿一君より遅刻する旨の届け出があります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（植木弘行君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 磯 飛 清 君

○議長（植木弘行君） 初めに、7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 皆さん、おはようございます。

7番、磯飛清です。本日の一般質問の登壇者は通常より多い5名がエントリーされておりますので、簡潔に進むよう努めたいと考えております。

在任4年間の一般質問登壇の中で、初めてトップバッターを務めさせていただき、光栄に思っているところであります。

1番の権限を利用して、質問に入る前に一言申し上げさせていただきます。

栗川市長におかれましては、2期目のご就任、おめでとうございます。お祝いに、一句書きとめさせていただきます。「重心低く、目線も低く、牛歩のごとく着実に」、ことしのえとは牛であります。

折しも世界同時不況の中での市政運営であり、着実な運営が望まれているところであります。また、市長は常に市民の目線での理念を貫く市長の市政にぴったりな句ではないかと自画自賛している句を送らせていただき、通告書に基づき1回目の質問をいたします。

1、公民館機能について。

当質問は、平成19年6月定例議会において提案をさせていただいておりますが、再確認の意味を含めて質問するものであります。

公民館は、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、同時にまちづくりの拠点でもあります。

高齢者や勤労者の利便性向上、既存の情報システムの有効な活用、さらには地域の活性化の一環として、公民館における新たな行政サービスの導入についての考えを伺うものであります。

①公民館における支所的機能、窓口業務の開設などについて、基本的な考え、計画をお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 7番、磯飛清議員の質問にお答えをいたします。

公民館の機能、あり方に関しましてのご質問にお答えをいたします。

基本的な考え方といたしましては、公民館などの身近な公共施設を活用し、住民サービスの向上

を図ってまいりたいと考えておりました、平成21年度には鍋掛、南の両公民館で住民票や印鑑証明書などを発行するモデル事業を実施すべく、当初予算に必要経費を計上したところでございます。

なお、公民館が担う機能や業務の配分などにつきましては、モデル事業の検証結果や住民の利便性、行政組織の効率化などの観点から、さらに研究、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ただいまの答弁の中に来年度、21年度中にモデル事業として、南公民館、鍋掛公民館の2館が選定されたわけでありますが、この2館が選定された理由についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 公民館におけるモデル事業の2館の選定の理由と、こういうことなんですけれども、公民館15館ございますけれども、今回につきましては、モデルで行うということもありまして、本庁、支所、出張所から距離がある程度離れているといいますか、遠いところの公民館、こういう形で2館を選定させていただいたというのが主な理由であります。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 一応、現在の窓口を預かっている本庁、支所、あるいは出張所から距離が遠いということが選定の理由になっているかと思っております。

西那須地区の南公民館は、特に近隣に大勢の勤労者を抱える野崎工業団地があります。就労者の利便性の向上が期待されるところでもあります。

19年の6月の質問のときにも若干述べさせていただきましたが、公民館における窓口業務を開設しております先進事例として、県内の鹿沼市が14

カ所の公民館。鹿沼市は公民館と呼ばずコミュニティーセンターという名称で開設しておりますが、鹿沼の事例を見ますと、鹿沼は14カ所開設しているということなんです、その中でも鹿沼工業団地に所在しております北犬飼コミュニティーセンターというところがありますが、その利用率、これが他の公民館と比べて群を抜いている事例があります。

一例を挙げてみますと、印鑑証明の交付状況、これはほかの公民館が年間おおむね300件から1,500件発行しているところなんです、この工業団地に所在している公民館では、年間4,700件の発行事例が鹿沼市の市政年報に記されております。そのようなことから、南公民館に近い野崎工業団地に勤めている方の利用が期待されます。

野崎工業団地はご存じのように、所在は大田原市であります、勤労者の約40%の方は本市の在住の市民であると言われております。ですから、相当な数の方が、那須塩原市の市民が野崎工業団地の企業に勤め、お昼休み等を利用して南公民館での窓口というか、証明書の発行等で利用するのではないかと期待しております。

また一方、鍋掛公民館においては、エリア的に世帯数、あるいは先ほど答弁の中の遠距離であるという条件をかんがみますと、試行条件としてはおのおのの特長あるエリア、公民館を選定したのではないかと考えております。

特徴ある条件の中で、試行の状況を検証しながら見守っていきたくて思っております。

せっかく試行するのでありますから、この事業の内容等の市民に対する周知、PR等には、執行サイドの、あるいは我々もPRに努めていきたいと考えております。

そのような中で、住民票、印鑑証明などを発行するモデル事業ということではありますが、印鑑証

明、住民票のほかに対応できる証票類の発行はどのようなものがあるかお知らせください。また、どのようなシステムでこの事業、発行等を行うかも、あわせてお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） まず、現在考えております発行する証明書等の関係ですけれども、今、議員のほうからお話がありました住民票の写し、印鑑証明はもちろんなんですけれども、そのほか戸籍の関係、それと、税のほうでも所得証明とか評価証明等の想定はしているんですが、いろいろ内部的にも若干詰めなくてはならない部分もありますので、詳細については、決まり次第、またお知らせを申し上げますけれども、そのような形で市民課、それから税部分ですね。こちらの関係で、できるだけものを発行していきたいと、こういう希望的なことで今後詳細を詰めたいと、こんなふうに考えております。

それから、やり方なんですけれども、これにつきましては、公共ネットワークシステムがおかげさまで全部整備されておりますので、これを活用いたしまして、端末をそれぞれの公民館に設置をいたしまして、先ほど申しあげましたもののデータを送って、そういう打ち出しをそれぞれの公民館ですと。簡単に言いますと、そのようなやり方を考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ということは、端末を利用してということですが、自動交付機等々の設置なども考えておられるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 自動交付機につきましては、これも新年度予算で本庁、西那須野支所に設置してあるものを時間を延長して、市民の皆さま

によりよく活用していただくということで、事務室内にあるものを外に出すと、こういうことで21年度、対応したいと考えておりました、そのほかにつきましては、現在のところ、増設をしていくという考えは持っておりません。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） このモデル事業に関しましては、勝手な考え、自分の想像としては、自動交付機を公民館に設置するのかなと思っておったんですけれども、今のご答弁でいきますと、交付機は設置しないで、端末を利用して職員等が対応する形になるかと思いますが、従来の公民館の業務のほかに今回の事業が追加されるわけですが、従来の仕事より仕事がふえるという状況になると思います。

そのような中で、人員体制はどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 今回の試行が21年度の2月、22年に入ってからということになりますので、人員体制については、この事務に関して特別の手当てをしてスタートするという考えは持っておりません。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） そうしますと、仕事量がふえるということで、職員の方も従来よりは忙しくなるという状況になると思いますが、現状の組織上、公民館は教育部局に属しておりますが、この事業試行は教育部局が窓口業務を担当することになるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 仕事の教育委員会と市長部局ということでの進め方ですけれども、大きく二通りのやり方があると思うんですけれども、1つは、辞令的なもので兼務をさせるというやり

方もあるかと思いますが、これにつきましては、本市ではまだこういった例がございません。

もう一つの方法といたしまして、市長の権限に属する事務の委任及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則というのがございまして、その附則の中で教育委員会等の事務局職員に市長の事務の一部を補助執行させると、こういうことができることになってございます。

現在でも、例えばこの今申し上げましたようなやり方でいきますと、市長の激励費の支給なんかも、実はこの規定でやっておりますし、細かいところでは、塩原庁舎の職員の数の問題で、教育委員会職員に日直業務をさせると、これもあります。逆に言いますと、教育委員会からの事務の一部を市長部局の職員に補助執行させると、これもあります。これはご案内のように、小中学校の転入学の届け出の受付事務がこれに該当します。こういうやり方でやっていくような方向で、現在考えております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 今、私が質問したのは、一般的には行政、あるいはもっと砕いて言えば、市役所の仕事は縦割りで自分の部局、あるいは担当課以外の仕事はしないという見方をされている中で、今回、今ご説明がありましたような取り組みの中で従来の担当部局以外の業務を行うということは、大変これからの行政運営あるいは人員、組織体系、そういった中で画期的な取り組みではないかと思えます。

これからも財政も厳しくなる中での有効な人材の活用、あるいは組織の活用、そういった取り組みの一例になるということを期待しております。

それでは、ちょっと具体的な質問になりますが、ただいま、試行開始の予定が22年2月ごろを目途にという答弁がありました。事業開始まで随分

時間がかかると思えます。そのような時間がかかる理由と、設置までの期間が短縮できないか、その辺の状況、お考えをお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 運用開始が22年2月1日を目標にということで現在進めようというスケジュールにしております。

この事務を進めるのに、先ほど申し上げましたが、いろいろ証明書等々を選定していくといひますか、厳選していく中で、それぞれ市民課にしましても、税務にしましても、4、5、6と忙しい時期ですので、それらの時期を過ぎてから内部的な打ち合わせをしていくと。それで、何とか端末を設置してテスト的にいろいろやってみる。こういう期間も含めると、若干余裕を持ったスケジュールにはなりますけれども、22年2月にスタートできれば、その年の忙しい3月、4月の異動時期等々で、こういった証明書等の数も求められる方も多分多くなると思えますし、例えば職員がその中で異動をされてもスムーズに引き継ぎができると、こういうことも考え合わせまして、2月1日というのを目標にしようということで設定しておりますので、これを早めるかどうかというのは、早めても1カ月ぐらいだと思いますので、その辺については今後詰めてまいりますけれども、一応そのようなスケジュールを進めたいと基本的には思っております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） この事業については、先ほど来申し上げておりますが、住民の、利用者の利便性の向上にとどまらず、本市が取り組むこれからの地域づくり、まちづくりに対する市民の認識というか、見方、これが高まってくると思えます。

従来、公民館は教育の場であるというような認識から、公民館でも行政の窓口の一部に対応して

いくんだというような市民の見方も変わってくる
ことが期待されますので、そういった観点から、
せつかくの画期的な事業でありますので、できる
だけ早くという願望を持って今質問をさせていただ
いたわけであります。

このモデル事業のモデルとして、箒根出張所、
こちらが合併前より旧塩原町の地域的な、地理的
な事情から箒根出張所が開設されて運営されてい
るわけでありますが、箒根出張所の所在するところ
の箒根地区の世帯数、それと人口はどのくらい
あるか、ご参考までにお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 平成20年度4月1日現
在での数字なんですけれども、一応私どものほう
でつかんでいる資料では、世帯数は約1,870世帯
ということで、人口は約5,600人、このような数
字だと思っております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） なぜそのような質問を参考
までにとということでお聞きしたかと言いますと、
今回のモデル、公民館等のある南公民館は、自治
会で言いますと、1区町、2区町、それと二つ室
区の一部が南地区、南公民館のエリアとなっております。
その世帯数と比較をしてみたいなとい
うことでお尋ねしたわけであります。

人口、世帯数からいくと、南地区のほうがほぼ
同等であるかと思えます。そのような中で、今後
このモデル事業を通して、将来的には箒根出張所
のような機能まで発展させていくのかどうか比較
してみたいなと思ったわけであります。

試行2館の利用状況、実績を検証してからにな
るとは思いますが、今後、全市的な構想としては
どのように考えているか。また、公民館の窓口業
務も、出張所機能まで拡大して初めて効果が上が
るものと思われま。今後の構想を含めてお考え

をお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） まず最初に、市長がご
答弁申しあげましたように、公民館が担う機能と
か業務の範囲、こういったものについて、公民館
のあり方というようなことで今後もモデルにして
いくということですので、基本的には、将来的に
はそのような公民館のあり方というものを公民館
プラス行政センター的なイメージですかね、こん
なものを考えておりますけれども、この検証結果
ということにもなりますけれども、単純にこれを
どんどんこの公民館にもふやしていくとい
うことにはなかなかできません。

これは業務の公平性等々も図らなければいけ
ませんので、現在の本庁とか支所、出張所の窓口
体制との相関関係、こういうこともありますので、
全体的には、そういう中で考えていきたいと。方
向的には、そういう方向で公民館事業というのは
本当はあるべきなんだろうという基本的な考えは
認識しております。

それで、あとはその扱う業務の範囲なんです
けれども、箒根出張所そのものが3人体制なんです
けれども、その中では今申しあげました諸証明の
ほかに、税の関係とか水道料金とか、もろもろ、
もちろん出張所ですのでやっているわけなんです
けれども、この辺でどこまで相談業務までとい
うことになる、本当に本庁、支所のそれぞれの窓
口との兼ね合いというものもありますので、その
辺は今回の結果を検証しながら、今後十分に詰
めていく中でそれらを考えていくと、こういうこ
とになるかと思えます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 最後に、特に今回の質問に
関連しましては、地方の時代が叫ばれておる中
での地域力の向上には核となり拠点となす公民館の

充実が欠かすことのできないところであると思っております。

当事業は、住民サービスや利便性の向上だけでなく、とどまらず、地域づくり、まちづくりにもなり得る事業であるかと期待しております。

ご答弁のように検証を通してさらなる研究、検討を要望しまして、この質問を終わります。

次に、2項目めの定年退職する市職員の再雇用と公民館人事について伺います。

中央の政界では、俗に言う霞ヶ関の官僚の天下りや渡りの問題で政局をかけて議論が取りざたされているところではありますが、官僚の天下りのシステムとは全く異なる再雇用制度のもとの再雇用と公民館人事について伺うものであります。

豊富な経験と知識・能力を有する定年退職職員を再雇用することにより、有効な人材活用、さらには人件費などの経費削減が図られることから伺うものであります。

①定年退職市職員について、再雇用の基本的な考え方と平成20年度の再雇用実績を伺います。

②公民館の館長職等に、退職者を配置してはどうか、考えをお伺いいたします。

③公民館職員と車座談議のかかわり方について、現状と考えをお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君） それでは、磯飛議員の2番、定年退職する市職員の再雇用人事について、私のほうからは再雇用の実績、2番の公民館の館長職等についてお答えを申し上げます。

まず、定年退職する市職員の再雇用に関するご質問にお答えをいたします。

市職員の再雇用の目的、これは市では再任用制度と申しておりますけれども、この職員の定年退職後の生活を再雇用により支えるということと、

長年培った経験や知識、技術等を有効に発揮してもらおうというものであります。

再雇用に当たっては、職の調査を行いまして、再雇用する職を選択した上で、定年退職者を対象に希望を募り、選考により決定しているところであります。

平成20年度、これは平成20年4月1日の実績ですが、事務職では徴税吏員に1人、1級建築士に1人、少年指導相談員に1人の合わせて3人、技能労務職では給食調理員に2人、公民館の用務員に2人の合わせて4人、合計では7人を採用したところであります。

次に、公民館の館長職等に退職者を配置してはどうかとのことでありますが、公民館は住民サービスの最前線となる重要な職場となります。再任用で公民館長として退職職員を配置する場合は、現在の再任用の運用では、1日8時間勤務の場合は週4日、1日6時間勤務の場合は週5日での対応となってしまいます。

今後、再任用の職の拡大を含め、再任用のあり方について検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 3点目の公民館職員と車座談議のかかわりについてご答弁申し上げます。

車座談議は、市内15カ所の公民館それぞれが所管する地域を活動の範囲として事業を展開しております。

車座談議を進めるに当たり、各地区6名ずつの地域担当職員を配置しておりますが、公民館職員はそのうちの1名として、それぞれの公民館から推薦されております。

市民と行政との協働のまちづくりを進めるためには、公民館は拠点的な役割を果たすものであります。より住民に密着した身近な施設ということ

になります。したがって、公民館職員は今後とも車座談議を進めていく上で重要な役割を担うと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 再質問をいたします。

①の再雇用の考え方、実績等についてはわかりましたが、1点お伺いいたします。

20年度の定年退職者は何名になっているのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 20年度と申しますと、この3月31日で退職する定年退職者は26名ですか。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 26名の方が退職して7名の方が再雇用ということですので……

〔発言する人あり〕

○7番（磯飛 清君） わかりました。失礼しました。ちょっと年次が違っていたようで大変失礼をいたしました。

それでは、今年度の再雇用というのは、先ほどの7名というのが今年度再雇用ということでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 20年4月1日。ですから、今年度の初めに再雇用をした人数が合計7名ということです。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 大変失礼をいたしました。了解いたします。

それでは、②の退職者の配置について再質問を行います。

退職者を公民館に配置する場合、先ほどの答弁によりますと、再任用という制度のもとで行われているということではありますが、現在の再任用の

規定では、勤務時間的な取り決めの中で、公民館の館長職のような最前線で住民と向き合う職、もっと取り上げて言えば、重要な職には配置は難しいということだと思いますが、この再任用の規定は改定ができるものなのでしょうかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 再任用の制度は、再任用の仕方自体に二通りあります。

1つは、常勤勤務で週40時間勤務になります。それから、短時間勤務、先ほどご紹介申し上げました市の制度は、この短時間勤務の制度を採用しているということであります。

常勤勤務になりますと、退職した形にはなりませんが、再雇用でそのまま定数に入りますし、給料も、その職につけばその職の級の適時のところに入れるということで、基本的には今までの職員と変わらないような待遇、給料は安くなりますけれども、になります。

したがって、先ほど申し上げました現在の短時間勤務の勤務の仕方と、公民館長さんの勤務の仕方と折り合いがつかないかなということが、もっと仕事してもらってもいいかなというのが本当のところなものですから、今の制度の中では、再任用の短時間勤務の制度の中では折り合いはつかないだろうと思っています。

ですから、別な任用の仕方といったものも含めて、公民館長さんに非常勤の形で入ってもらう場合には、再任用ということにこだわらず、いろいろな考え方を、手法を考えるべきではないかなと思っています。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） なぜこのような質問になったかと申しますと、やはり定年退職する職員の方、これは行政市役所にかかわらず、民間の企業でも

同じではありませんが、長年培った経験や知識、技術はまさに個人の宝であると同時に、社会の宝でもあると思っております。

公民館は、地域において生涯学習、社会教育の拠点となっていることは言うまでもありませんが、教育は百年の大計などと評され、教育の現場は現在のように発達した情報、電算化の社会の中でも、その導きのもとには人になっていると思っております。

公民館も開設されて20年、古い公民館では30年の歴史の中で地域に定着し、各支所、各種の事業が盛んに展開されており、大変うれしく見守っております。

地域社会においては、教育や文化の伝道とされてきた公民館も、地域社会の情報収集の先端の場として、教育、文化にとどまらず、先ほど1番目で質問しましたように、市役所の出先機関や地域づくりの拠点として、総合的な公民館が要求される情勢になってきていると感じております。

そのような情勢の中で、館長職においても従来の公民館の管理者的な職域にとどまらず、情報収集、あるいは企画能力、あるいは地域住民に理解を得られる説明力など、すぐれた人材の登用も必要かと思えます。豊富な行政、社会経験を持つ退職者の登用を提案したわけであります。

ここで市長にお伺いいたします。再任用も含めて、公民館人事についてのご所見をお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 先ほど部長のほうから答弁をいたしましたように、再任用という考え方の中で今の状況でいかどうかということになりますと、新たな問題があるということございまして、今後の任用等については検討していきたいというふうに考えておりますし、常勤職の扱いをすれば、

市の定数条例のかかわりもあるということございまして、十分検討していかなければならないと思います。

さらに、現時点での定年退職者は再任用する考え方も当然あるわけでございますけれども、新たな職員もやはり育てていかなければならないという目的もありますので、そういうものを勘案しながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 市長の現時点でのお考えはよくわかりました。

先ほど来、しつこいように申し上げておりますが、公民館の位置づけは、今後まちづくりにおいても重要な位置づけになってくると思いますので、これからもそのようなことを含めて検討をしていただきたいと思います。

次に、③の車座談議のかかわり方について再質問をいたします。

15公民館から車座談議に参加している公民館職員の職制、館長さん、あるいは係長さん等がいるかと思いますが、車座談議に参加している公民館の職制をお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 15地区でそれぞれ公民館の職員が車座談議、今必ず1名になっているわけですが、そのうち館長が車座談議のメンバーになっているのが2人、それから館長補佐が3人、それから公民館の係長が8人、そのほかが公民館の職員ということになります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ただいまのような公民館職員の職制の中の方々が談議に参加しているという

ことであります。栗川市長の1期目の提案という
か、マニフェストということで、談議がこの4年
間進められてきたわけでありましたが、今のよう
な中で、職員の体制の中で特に公民館の職員が参
加している体制の中で、車座談議に参加している
職員の中で、地域の情報を一番把握し、その他そ
の地域の空気を敏感に感じ取っている公民館職員
の積極的な参加、あるいは提案、発言などは、ど
のように感じ、運営する部局として感じ取ってい
るか、所感というか見解をお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 私のほうからつぶさに
細かくは情報は収集していないんですけれども、
私もある車座談議のメンバーですので、私のとこ
ろの職員は係長が職員として参加をしておるん
ですけれども、今、議員が申されるように、一番
その時点時点での地域の空気といいますか、雰
囲気とか、当然公民館でやっている事業、それ
から地域の中での課題とか、こういうものは一
番精通しているといいますか、実地に精通して
いますので、そういう面では大いに役立ってい
るという位置づけにあらうかと思えます。

そのほかの14地区が個々にどうだという、公
民館地区についてどうだという情報は持ってい
ないんですけれども、昨年11月に庁内の地域担
当職員アンケートを実施しました。その車座の
役員の方も3年間の検証といいますか、そんな
意味合いを込めたアンケートをさせていただい
たんですけれども、職員に限って言えば、その
6名の現在の体制の人数の問題とか、構成の
問題とか、そういったものを聞いているわけ
なんですけれども、アンケートの中で。それ
では、7割ぐらい、7割から8割ぐらいは
現状のままでもいいんじゃないかと、こうい
うことですので、それぞれの職員が6名、
部長クラス1名、課長クラス1名、そのほか

公民館職員1名、そのほか公募等々という
か、希望がある職員ということで構成してい
ますけれども、そういう中では、公民館の職
員もそれぞれの立場の中で、その役割とい
いますか、それは多分担っていただしてい
るんだらうと、こんなふうに考えてお
ります。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 担当部局あるいは職員を
管理、指導する立場である方に、なかなか
表現しづらいような質問であったかと思
います。

ただ一部車座談議の中で、本庁あるいは
支所から担当になって来る職員さんは、
地域をその談議をリードすると意味合
いで積極的に提言やら発言をされてき
たという話は耳にしておりますが、一
部公民館においては、本庁から部長
が、課長がどどど押し寄せてきて、
出先の機関で勤めている館長ある
いは館長のもとで働いている職員
がなかなか積極的に発言しないとい
うか、ちょっと一歩引いているとい
うような、地域によってはそのよ
うな情報も耳に入っております。

先ほど触れましたように、やはり地
域の情報を一番持っている、感じ
取っているのは公民館職員である
と思っていることから、今後、栗
川市長の2期目でも車座談議が
進められていくわけですが、ど
うぞそのような公民館職員の積
極的な参加というものを担当部
局としても促していただきたい
と要望しておきます。

この車座談議については、第1
項目の質問の中でも取り上げて
おりましたが、まちづくりの核
となり得る事業であります。第
2弾ロケットの発射はいよいよ
本市が目指す協働のまちづく
りにつながる事業でもあるかと思
っております。

先ほどもそれ何回も申し上げます
が、人材の活用、登用について
は、こういったことにつながる
登用になると思っております
ので、公民館の人事も含め

て車座談議等の人材の活用については、さらに強化していくことを要望して、この質問を終わります。

最後になりますが、3番の小中学校施設の耐震化について質問をいたします。

小中学校の学校施設は、地震が発生したときに児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も果たしております。

学校施設の耐震性の向上は重要な課題であり、耐震化を着実かつ迅速に進めなければならないことから何うものであります。

①耐震診断調査の結果公表についての考えをお伺いいたします。

②耐震診断調査の結果に基づき、いつごろまでに整備完了を目指すのかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、3の小中学校施設の耐震化についてお答えをいたします。

まず、①耐震性を数値であらわしますI s値、いわゆる構造耐震指標と言いますけれども、これを学校へ等を含めた診断結果の公表をするための準備を進めているところであります。

年度内に市ホームページ等で公表していきたいと考えております。

②ですが、学校施設の耐震化は重要かつ緊急な課題でありまして、特に耐震性が低い建物、先ほども申しましたけれども、I s値0.3未満は早急に耐震化工事を行う必要があります。これらの建物については、平成22年度を目途に耐震化を完成させたいと考えております。それ以外の0.3以上0.7未満の建物につきましても、総合計画後期基本計画の中で検討することになりますけれども、平成28年度完了を目標に、順次耐震化を図っていく予定であります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ①の公表について再質問をいたします。

この公表は義務的というか、国あるいは県のほうで定められたものなのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 結論から申し上げますと、法律なんですけれども、地震防災対策特別措置法というものが施行されまして、この中に結果を公表しなければならない、要するに義務規定が入っていますので、それにのっとって公表するということであります。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 義務ということでしたが、その義務の中には公表の内容の決まりはあるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） これは法律の中で診断の実施、どういうものをするということが入っておりまして、そういうことも含めて数値まで公表するということになります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） この公表、義務ということであり、数値まで公表することが義務であるという内容かと思いますが、先日、市長もある場で、この公表についてはどの程度までやるか、危険度ばかりが先行し、市民、特に児童生徒を子に持つ保護者の方の不安を増長させても、あるいは逆に的確な情報提供ができなくてもまずいということで、大変ご腐心されている話を伺いました。

そのようなことを踏まえて難しいと思いますが、ホームページ等で公表するということでありますが、どのようなところまで、すべて診断結果を公表するのか、あるいは先ほどの老婆心ながら不安

を増長させるということを含めて、ある程度かぶせて公表するのか、どのように公表するか、考えがありましたらお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） これは先ほども申し上げましたとおり、0.3未満の数値につきましては、当然やりやすけれども、この関係については、国も今回、法律改正までして至急対処するという事になっておりますので、これは議会の皆さんにも公表したところであります。

今後、先ほど申し上げました0.3から0.7については、やはり補強はしなければならない建物でありますので、その数値も含めて公表するという事になると思います。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

難しいところもありますが、今のような形で公表を進めていただきたいと思います。

最後に1点、いつごろまでに完了するかという中で、28年度を目標にということがありました。公表されると先ほどの心配心、市民の心配が出てくるとは思いますが、公表された中で改築の順番、改築ということは建てかえということだそうですが、順番決めについてはどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 建てかえといいますか、それについては22年度までに、今年度から3年間で大体やっていくというのが大きなところでありまして、0.3から0.7の間についてはそういう建てかえまでは、全部じゃなくて、一部は入りやすけれども、数が少なくなるということですので、いずれにしても、耐震の補強が目的なものですから、それ等を含めて今後も進めてまいります。

当然、数値の低い順から、客観的には考えてお

りますけれども、事情の中では、当然学校の事情とかいろいろありますから、前後することあると思いますけれども、考えとしてはそういう考えであります。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 危険を伴う、危険を改善する事業であります。あっちもこっちも我先にというような動きが出るかもわかりませんので、難しいことではあると思いますが、公平・公正を旨として、だれもが理解できるよう進めていただきたいと思います。

以上で、私のすべての一般質問を終わりますが、最後一言申し上げさせていただきます。

本年度をもって定年退職を迎えられる議場に会しておられる職員の方々、そして部局で執務されている職員の方々の、長きにわたり公職に奉され、大変ご苦労さまでした。心よりご慰労を申し上げ、以上で私のすべての一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で7番、磯飛清君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 中村芳隆君

○議長（植木弘行君） 次に、17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 皆さん、こんにちは。

議席番号17番、中村芳隆です。通告に従い、今回は下水道整備促進について、弓道場の整備についてと、稲村公民館改築計画についての3点をお伺いするものであります。

まず最初に、下水道の整備促進について。

下水道は快適な生活環境の保全やかけがえのない自然を守るためにも必要不可欠なものであります。

黒磯地区の下水道事業は、昭和49年2月に排水計画の見直しにより、下水道事業認可を受けて公共下水道に着手、汚水は黒磯水処理センターで処理しているが、以下の点についてお伺いします。

①黒磯地区の公共下水道の整備について、現在までの進捗状況をお伺いいたします。

②平成16年度に認可となり、工事が始まった上厚崎地区の進捗率をお伺いいたします。

③総合グラウンド西線（国体道路）の部分は、県道（都市計画道路3・3・2号線）でストップしているが、今後の事業の見通しをお伺いいたします。

④下水道の計画は7年に一度見直しと聞くが、今後黒磯南高校区域まで拡大する考えがあるかをお伺いいたします。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君の質問に対し、答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） それでは、下水道の整備促進につきましてお答えいたします。

黒磯地区の公共下水道整備の状況につきましては、黒磯処理区の全体計画面積は1,816.9haであり、このうち平成22年度までの事業認可面積は1,111haであります。整備済み面積は822.94haであります。認可面積に対する進捗率は74.1%であります。

次に、平成16年度に認可区域となり、工事が始まった上厚崎地区の進捗率につきましては、計画面積は86.4haで、平成20年度の完了予定を含めた整備済み面積は24.86haです。進捗率は28.8%であります。

次に、市道総合グラウンド西線と都市計画道路3・3・2号線の交差点より上流部の整備につきましては、平成22年度以降での整備を考えております。

次に、下水道計画を黒磯南高校区域まで拡大する考えにつきましては、黒磯南高校周辺区域は全体計画には含まれておりますが、事業認可区域に含まれておりません。

認可区域の拡大については、現認可区域の整備状況、平成21年度に予定している生活排水処理構想及び下水道全体計画の見直し結果を踏まえ、平成22年度に予定している事業認可の変更の中で検討してまいります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） それでは、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、認可面積に対する進捗率が74.1%という答弁をいただいたところでございます。

それでは、那須塩原市全体としての進捗率はどうなっているかをちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 那須塩原市全体の進捗といいますか、普及率で申し上げますと50.7%の状況でございます。

普及率につきましては、行政人口に対して整備がなされた人口というようなことでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 前も進捗率の中で普及率という言葉が出てまいりまして、普及率についてもちょっとお尋ねをするところであります。

現在、市全体で50.7%の普及率ということでございまして、これは平成19年度の統計ではなかろうかと思いますが、ちょっと統計確認をさせていただきましたら、全国では平均71.7%、栃木県の県平均が58.19%となっております、県下の主要都市の中でも10番目ぐらいに低い結果となっておりますが、他市と比べて普及率が悪いのは何か原因があるかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） さきに整備の状況ということで普及率でお答えをいたしましたけれども、面積の進捗率から言いますと、市全体では汚水が75.3%の状況でございます。

それから、ご質問の、なぜ普及率が他市に比べてということでございますけれども、1つには、普及率は先ほどお答えしましたように、行政人口に対して整備された中に、いかに人口が住んでいるかというようなことでございます。

これが低いということにつきましては、要するに用途区域内、今現在用途区域内を中心に整備をしておりますので、そこに住んでいる人口が他市に比べて少ない。いわゆる郊外部に相当数の住まわれている方が多いということではなかろうかと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） いろいろな面で原因が出ておるかと思っております。

面積が非常に広い中での工事率が非常に悪くなってくるのは当たり前のことでございますし、また、昨今の経済状況等によりましての感じも出て

いるのではなかろうかと思っております。

せっかく地域まで下水道が引いてあるにもかかわらず、なかなか接続されていないという地域も結構あるんじゃないかならうかと思いますが、そういった面において、やはり早く引いてくださいよというような促進みたいな方策は、下水道関係ではとられているのかどうかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 水洗化率が悪いというようなことにつきましては、20年度より地区を選定しまして、また組織の中でも管理係というようなことで、1つ係をふやしまして水洗化の向上に努めているという状況でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） そのように課も設置されて促進を進めているということ、本当にありがたいことだと思っております。

先ほど申しましたように、下水道がせっかく引かれているにもかかわらず接続されないということは、最終的には下水道会計にも影響を与えたいと思いますが、部長、どうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） やはり企業的な会計、いわゆる使用料で維持管理、あるいは経費を賄うというようなことでございますので、整備に見合う利用料金が上がってこなければなりません。料金を上げるにはやはり水洗化率を上げるというようなことでございますので、そういったことは20年度以降、以前もやってはおりますけれども、さらにそういった水洗化の向上については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 今、部長が申されました

ように、やはりそういった面で影響も出るということでございますので、普及率が高まれば下水道収入もふえ、次の工事への予算化もスムーズにいかれるのではないかと思います、そんな点も考えると、今、部長が言われたとおりだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにしましても、普及率イコール進捗率にもつながっていくわけでありますから、市民の方々に早く接続していただくよう努力していただきたいと思っております。

次に、16年度に認可区域となり、工事が始まりました上厚崎地区でございますが、たしか17年度から旧4号線から総合グラウンド西線まで工事が進まれたと思っております。

都市計画道路3・3・2号線の交差点までが完了されておりまして、そのときに県道3・3・2号線も工事開始になりまして、その中に下水道も整備されると思えます。

そんな中で、グラウンド西線のない、住宅内にも、先ほどのご答弁ですと合わせて30%弱が整備されたということ、本当にうれしく思っております。

地域内の工事についてですが、21年度においては継続して工事が進められているような予算措置はとられているのかどうかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 大変申しわけございません。

先に、先ほどの答弁の中で、水洗化の促進について管理係ということで私申し上げましたけれども、普及係ということでご訂正をお願いしたいと思います。

それから、上厚崎地区の整備について今年度予算措置がなされているかということでございますけれども、一部引き続き予定をしております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 約70%が未整備になっているところでございますので、21年度も進行されるということ、本当にありがたく思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて、3・3・2号線の交差点より下埼玉の交差点までの工区が未整備になっております。

先ほどの答弁では、22年度以降ということで整備を考えているという部長の答弁でございますが、22年度以降、どのような形で工事が何年間かかるのか、そういった何mずつやるとか、そういったものをちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 具体的に何年から何mずつということでは、今の段階ではまだ計画は考えてはおりません。

ただ、厚崎地区28.8%の整備状況でありますので、まずは全体的に86.4ha、この中の1つの区域でありますので、継続的に認可の区域を供用開始を図っていきたいということで考えております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） グラウンド西線ですか、旧4号線から埼玉交差点まで、私が先ほどいつごろからですかと聞いたものを合わせますと、約2.15kmの総延長かと思っております。

そんな中で、3・3・2号線の交差点までがここの7月供用開始になりますね、あの道路。そこまでが1.32kmかと思っております。残り830mが未整備として今残っているわけであります。

19年度、下水道事業が終わったその後にグラウンド西線が全面に舗装工事が出まして、立派な舗装工事が行われたわけございまして、22年度からせっかく残りの工事をやっていただけるということになりましても、せっかく立派にした道路を

もう一度掘削して下水道配管なんてことはなかなかできづらいと思いますが、どのような方法で工事を進めるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 舗装等の工事が進んでいるということであれば、それはよく道路管理者と協議をしながら、今後の整備については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 大体舗装工事が終わりますと、5年ぐらいは工事をしないというものが本来の形じゃないかと思っておりますが、そんな中でちょっとお話を聞きましたら、歩道が結構広いということなので、歩道の部分で下水道工事を行うんじゃないかというふうな話も以前聞いたこともあるところですが、そういったものは検討はされているんですか、お聞かせください。

○議長（植木弘行君） 上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） 舗装の打ちかえということに関しては、車道分がなされた。歩道部は従来どおりということで、そこには下水道も水道管も入っているということでございますので、その辺は水道の石綿管の更新事業、そういったものの時期と、あるいはあくまでも道路管理者との占用の条件等、その辺を十分考慮して工事については進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 今、部長が答弁されましたように、歩道の部分に水道石綿管の老朽管があるということであれば、下水と一緒に布設されれば、これ一石二鳥と申しましょうか、経費が安く上がる面もなかるかと思っておりますので、そういったものも真剣に考えて取り組んでいただきたいと思っております。

当然、以前は建設部と水道部と分かれていたわけですが、今は上下水道部ということで1つでありまして、水道課と下水道課が一体となっておりますので、同じ所管の中での課でありますので、しっかりと連携をとりまして、22年度からそういった面で取り組んでいただければ非常にありがたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

最後の4の質問になりますが、地域の方々が一日も早くと待ち望んでおりますので、ひとつお願いしたいということでございまして、あの地域残りが830mの大型パチンコ店やカラオケ屋さんとか食堂もありまして、結構集客があるような、お客さんが集まるようなお店がありますので、よろしく願いしたいと思っております。

また、認可区域の拡大について質問させていただきます。

さっきの答弁では、22年度に予定している事業認可の変更の中で検討ということでありますが、黒磯南高校区域まで下水道認可区域を拡大していただきたいと申し上げるのは、南高校からグラウンド西線の間ですか、あそこは上厚崎3丁目の住宅街であります。地層が関東ローム層なんです。そんな中で、やはり3m、4m掘らないと、深いところでは6mぐらい掘らないと砂利層に届かないために、浄化槽の排水が地獄ますによって処理しておりますが、宅地面積が、分譲面積が非常に狭いわけございまして、大きな穴を掘ることもできないや、また深く掘ると費用がかかってしまうとか、その割にはすぐ目詰まりを起こして何カ所もあけていかなければいけないという、そういったいろいろな支障を来しているところございまして、本当に今すぐ下水を引いていただきたいという、そういう要望があるところございまして、そんな中でやはり地元の人たちは余り

排水できないので、洗濯物をコインランドリーに持っていったり、またお風呂も少し控えようとか、そういうことで苦労されているようでございますので、そういったことも検討していただきながら、22年度の認可区域の検討の中に考慮いただきましてお願いしたいと思っております。

せっかく引いてあってもなかなか接続してくれない地域もあれば、またこういうふうにしてほしいということもございますので、そういったものもやはり検討していただいて行っていただきたいと思っております。

以上で、この項目の質問を終わります。

続いて、弓道場の整備についてお伺いするわけですが、ちょっと訂正をお願いしたいと思っております。

質問の内容の中で、「黒磯弓道連盟」を「那須塩原市弓道部黒磯支部連盟」と訂正をいただきたいと思っております。

それでは、始めます。

くろいそ運動場の弓道場については、20年2月の強風により倒壊し、その後撤去、整地がされ、今回の条例改正により削除されようとしております。

当弓道場の再建につきましては、昨年6月議会に那須塩原市弓道部黒磯支部連盟から議会に陳情書が提出され、採択されたところであります。

弓道とは、剣道、柔道とともに日本の古来からの武道の1つであり、古くから弓術武芸として発展し、現在ではスポーツ、健康、体育の面も持ち合わせており、老若男女を問わず、自分のペースでじっくり練習し人と争わず、自分との闘いの中、腕を磨くことができるスポーツであります。また、弓道はただ単に的を射抜くだけのスポーツではありません。伝統と礼儀を重んじる競技であります。

このような心身ともに鍛錬するスポーツは、中学生から参加できる環境整備が必要だと思っております。

よって、くろいそ運動場の弓道場の整備についてお願いをいたします。

①くろいそ運動場の弓道場の建てかえ計画はどのようなになっているかお伺いいたします。

②現在代替施設として利用している三島体育センター弓道場は、建築後何年経過しているかお伺いいたします。

③本市中学の武道教育方針、弓道教育についてお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、2の弓道整備につきまして3点ほどご答弁させていただきます。

まず①②あわせてお答え申し上げます。

くろいそ運動場弓道場につきましては、平成20年2月の強風によりまして倒壊し、現在は解体されておる状況にあります。

建てかえの計画につきましては、現在のところ具体的な計画はございません。

しかし、現在、かわりの施設として利用されている三島体育センター弓道場は5人立ちの規模でありまして、昭和53年に建築され、既に30年以上経過をしております。このため、市の弓道場につきましては、どのようにあるべきか、規模、場所等も含め、今後研究していく必要があると考えております。

次に、③本市中学校の武道教育方針、弓道教育についてのご質問にお答えいたします。

武道は、武芸、武術から発生した我が国固有の文化として、伝統的な行動の仕方が重視される運

動で、礼儀作法を尊重しながら相手の動きに対応した行動ができるようにすることを通して、自己の能力に適した課題に取り組み、練習や試合ができるようにすることを目標としております。

現在の中学校学習指導要領におきましては、保健体育科で取り扱う武道の学習、いわゆる柔道、剣道、または相撲の中から1種目を選択して履修することになっております。

よって、弓道につきましては、教科の学習においては取り扱っていないのが現状であります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） それでは、再質問させていただきます。1と2、関連がありますので、一括して質問します。

昨年2月23日と24日に、過去に例のない強風により弓道場が倒壊してしまいました。私も総務教育常任委員会も現地を視察をさせていただきました。きれいに今解体され整地されて、弓道場の面影はもう影も形もなくなっておりました。昭和52年に建築され、31年間という長きにわたり多くの弓道家たちが利用し、思い出多い弓道場ではなかったかと思えます。不必要な施設がなくなるのではありません。

自然災害の結果、施設が利用できなくなったのでありますから、利用者の利便性を考えると、早急に建てかえを考えるのが筋道じゃないかと思えますが、教育部長、どう思われますか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 弓道場につきましては、先ほども申し上げたとおり、昨年強風によりまして倒壊をし、危険ということで撤去して、現在は更地に今整地されていますので、ございません。そういう意味で、今回条例の中から削除することになったわけでありまして。

ただ、今、議員おっしゃったとおり、現在あったものがなくなったわけでありまして、認識としては必要だという認識を持っております。

そういう中で、今後、先ほども申し上げましたように、総合計画も見直しも来る時期があると思います。24年からそうなると思いますけれども、そういう中では、少しでも今申しましたように、担当部署としては不必要だという認識は持っておりませんので、そういう点も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 弓道部黒磯支部連盟から議会への陳情書が提出されまして、6月の議会において、総務教育常任委員会にて慎重に審査されまして採択されました。それからまだ9カ月しかたっていない中、本定例会に条例改正案が提出されております。委員会の一人として、本当に複雑な心境でもあります。

今現在、三島体育センター弓道場を代替として利用しているようではありますが、その先ほどの答弁では、三島体育センターの弓道場も築30年が経過をされておりますので、そちらのほうもそろそろ建てかえの時期に来ているんじゃないかならうかと思っております。

本当に先ほども磯飛議員の質問の中にもありましたように、耐震とかいろいろ財政上厳しいことも常に私も理解はしているところでございますが、突然強風によりなくなったわけですから、やはり利用者からすれば、早く対応していただきたいという、そういった陳情に理解をしていただきたいと思っております。

先ほど部長も苦し紛れながら、総合計画の中で検討されるんじゃないかならうかということをおっしゃいましたが、本当にしっかりと検討していただきましてお願いをしたいところであります。

後期基本計画を策定するには、後期基本計画は24年から入るわけでありますので、23年度には大体の骨格がもう決まってしまうんじゃないかと、私も思います。

そうしますと、ことしは21年ですから、22年、来年度からもう準備されるのではなからうかと思っておりますので、そんなこともあわせて、近い将来、弓道場の建設に対して光が見えるような、もう一度答弁を聞きたいんですが、部長、どうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 先ほども申し上げたとおりでありますけれども、教育委員会としましては、今、議員もおっしゃったように、学校施設の耐震化が最優先課題ということで、これも申し上げてありますけれども、3年間で35億強が必要だと、こういう状況であります。そしてなおかつ、先ほどの質問にありましたように、0.7未満の補強工事も含めると100億、あるいは120億とか、そういう金額になってくるんだと思います。

そういう中で、やはり最優先するものをしていかなければならないということは、先ほども苦し紛れの話がありましたけれども、やはり財政的な問題が一番出てくるんだと思います。

そういう中では、先ほども申し上げましたように、当市の弓道場そのもの、先ほども話ありましたように、30年以上、西那須もたっている。ですから、そういうことも含めて、当市のあるべき姿をそういう中で検討しなければならない。場所、あるいは規模等々も含めてということで先ほど申し上げたとおりでありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 理解はしておりますので、わかりました。

くろいそ弓道場、以前ありましたのは、3人立ちで使用されていたみたいです。また現在利用されています三島体育センター弓道場、5人立ちの規模だそうでございます、これからの規模は7人立ち、10人立ちが主流となってきておられますので、そういったものも考慮しながら検討していただきたいと思っております。

次の質問に入りたいと思います。

文科省の学習指導要綱において、武道の学習は柔道、剣道、相撲の中から選択して学ぶということ、今答弁がありまして、残念ながら弓道は入っておりませんでした。今さらながらちょっとお聞きしたいところでございますが、なぜ今日、日本古来の武道を保健体育科で取り扱うのか、教育長からちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ご質問にお答えします。

武道は、武芸、芸術、そういうところから発生した我が国固有の文化として現在理解されておりますが、新教育課程の変更、教育基本法の変更でも、愛国心、それから我が国古来の伝統的な文化の継承ということで、大きな目標の1つに挙げられております。

そういう点から勘案しまして、新学習指導要領の中に武道というのが位置づけられてきたというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） まさに今、教育長さんが言われましたように、人間関係が希薄になっていると言われる今日、武道を通じて伝統や礼儀作法を尊重し、心身を鍛錬することが本当に大切ではなからうかと思っております。

柔道、剣道、相撲とありますが、弓道もひとつ同じじゃないかと思うんですが、教育長、どう理解しますか。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 新学習指導要領、現在もそうでございますが、武道に関しましては、剣道、柔道、相撲と、現行の指導要領に関しましては、武道というのを1つのまとまり、それから球技を1つのまとまりとしまして、その中から1年生にあっては1つ選択をする。2年生、3年生にあっては2つを選択する。ダンスを含めまして3つの領域の中らなっておりますが、新しく新指導要領に関しましては、1、2年生は武道は必修ということで、柔道、剣道、相撲の中から1つ選択をして必修で履修をする。3年生になりますと球技と武道の中から1つ以上を選択して履修するというふうになっておりますが、それで、ご質問の中では、その他の武道はどうなっているかといいますと、なぎなたなどのその他の武道は、これに関しても地域の実態や学校の実態に応じて履修することができる、こんなふうになっているところでございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 説明はわかりました。

柔道、剣道、相撲は体力的にハードな面でなければ、勝つためにはですよ、なりませんが、弓道のよさは、自分のペースでじっくり練習をすること。そして、人と争そう、自分との闘いの中、腕を磨き、伝統を礼儀を重んじる競技ということで、そんな中で、今、教育長さんも言われましたように、なぎなたとかいろいろ出てまいりましたが、ひとつ弓道も中学生としての選択肢としてとられることができるよう、考慮していただきたいと思っております。

それにはやはり何としましても、環境整備、弓道場がないということであれば、中学生の中で100人に1人の中でも弓道をちょっとやってみたいという子がチャレンジできないということにも

なりますので、そういったものも考慮しまして検討していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

最後でございますが、稲村公民館の改築についてお伺いをいたします。

①9月議会で質問した公民館敷地について、国が所有している土地の取得交渉はどのように進んでいるかをお伺いいたします。

②稲村公民館の改築計画についてお伺いいたします。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 17番、中村芳隆議員の質問にお答えをいたします。

稲村公民館の改築に関しましての2つのご質問について、お答えをいたします。

初めに、9月議会でご質問のありました国有地についてであります。今後の活用方策や周辺の土地利用状況などを検討した結果、有効活用が図られるものと判断をいたしまして、昨年12月、関東財務局宇都宮財務事務所にて土地の取得要望を行ったところであります。

今後、県において審議がなされ、売却についての考え方が示される予定でありますので、これを受けまして、取得に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

したがって、2つ目のご質問の改築計画につきましても、用地取得の状況などを見据えながら、平成24年度からの後期基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 稲村公民館に関する質問、今回で私、3回目となるわけでありまして。

9月議会におきまして、公共用地の取得を要望させていただいたところ、本当に早急に検討していただき、所有者であります関東財務局宇都宮財務事務所との交渉に入ってくださいったことは、誠にありがたく思っております。

今後、国において審議がなされるという答弁を今いただきました。不動産の売買の手続に入っていくのではなからうかと思いますが、これからの手順をちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） ただいま市長が申し上げましたように、取得要望の提出、こちらを宇都宮財務事務所に提出をさせていただきましたのが、12月9日付で提出をさせていただきました。一応、未利用国有地の取得要望、こういうタイトルになります。

今後の予定なんですけれども、宇都宮財務事務所での手続的なものを伺った限りでは、これは最短でという条件がついておるんですけれども、6月に地方審議会、関東エリアだと、こういうことなんですけれども、これの会議の中では、今回私どもが要望している土地の売買の了承を得ようと、こういうことになります。この6月の地方審議会です承されました後に、市から財務事務所のほうに売買申請書の提出を行うと。これも最短でいくと7月ごろにならうかと。その後に再度、土地の評価を国のほうで行うと。これが7月に申請書を出しますと8月から9月だと、こういうことになりまして、その後、事前内示、土地の売買契約ということになりまして、最短でいって10月ごろに土地の売買の契約ができるスケジュールと、こういう状況であります。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 本当にありがとうございます

ます。

6月に地方審議会においてるる手続が済みますと、10月ぐらいにご決定されるのではなからうかということで、本当にありがたく思っておりますのでございます。

稲村地区地域住民約1万3,000人が待ち望んでおりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

また、改築につきましては、再三申し上げておりますように、後期計画の中というわけでございますが、24年からでございますので、先ほど申しましたように、22年、もう来年度から本当に施設等の規模等、設計関係に入るわけでございますので、早目の対応をここでまた重ねてお願いをしたいと思っております。

また、うまく先ほどの売買契約がとり行われまして本契約となりました暁には、あの地域、今現在、稲村公民館の駐車場が非常に手狭でございまして、総会や大きな集会などには駐車場に駐車できない車がたくさんできておりますし、路上駐車などが行われてしまっている点もございまして、どうか決まりました後、購入された土地の一部を駐車場として利用できるような便宜を図っていただきたいと思うんですが、どうございましょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 現在のところ、手続を進めているという段取りなものですから、今お話がありました件につきましては、今後庁内の中で調整させていただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） そういった面も考慮して検討していただければ、本当に地域住民の方もありがたく思っておりますのではなからうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

ます。

本当に前向きな答弁いただきまして、ありがとうございました。

最後に、このたび3月末日をもって定年退職されます26名の職員の皆様方には、市政発展のために大変ご尽力くださいまして、誠にご苦労さまでございました。今後は新たなる立場でさらなるご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（植木弘行君） 以上で、17番、中村芳隆君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 山本はるひ君

○議長（植木弘行君） 次に、21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、通告に従いまして、市政一般質問を行います。

2期目の市長にあつては、市民とつくる協働のまちづくりをメインテーマとしています。今回質問する一番最初のもは、それに関するところですので。よろしく願いいたします。

質問1、広報及び地域活動の推進について。

これは組織機構改革で企画部に市民協働推進課ができたことによって、この課を設置したことの意義や役割についてお伺いするものです。

①合併4年を経て、広報なすしおばらを初めとして、市からのさまざまなお知らせはより多くの住民に確実に届くようになったか、お伺いいたします。

②市が運営補助金を出して活動しているさまざまな団体について、住民がその団体に気軽に参加できるような広報を行っているかお伺いいたします。

③市民協働推進課ができましたが、住民や地域とのかかわり、情報周知に関しての所感をお伺いいたします。

以上が1番目の質問です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 広報及び地域活動の推進について3点ほどご質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、①の関係ですけれども、本年2月現在での広報及び行政文書等の配布状況は、行政連絡員を通じて配布している自治会加入世帯につきましては、3万941世帯、加入率で71.7%となっております。そのほか自治会未加入の市民の皆さんがみずから地域において組織をつくり、代表者等が直接市役所や公民館へとりに来ていただいている団体が、13ほどあります。合併当初から見ますと、自治会への加入率は減少傾向にありますが、世帯数そのものは増加しているのが現状であります。

なお、広報なすしおばらに関しましては、自治会未加入世帯への対応といたしまして、市役所や公民館などの公共施設とJR駅などの民間施設、市内42カ所に、約1,300部を備えつけております。また、郵送を希望される方には実費を負担していただき、対応をしているほか、体が不自由で外出が困難な世帯へは、無料郵送などの対応も図って

いるところであります。このほか、最近では、集合住宅や近隣の市民の皆さんがグループをつくり、代表者等が市の窓口にとりに来るケース、こういったケースもふえておりまして、自治会加入世帯の増加分を含めて、平成19年度から20年度の2年間で印刷部数を500部ほどふやしたところであり、市からのお知らせがより多くの市民の皆さんに確実に届くようになっているものと考えております。

次に、②の関係ですけれども、市で運営補助金を出している団体、たくさんありますけれども、企画部のほうの所管、市民協働推進課の関係で申し上げます。

市民協働推進課が運営補助金を交付している団体は、地域婦人会連絡協議会、統計調査推進協議会、国際交流協会など5団体であります。

それぞれの団体は、活動の目的も対象の範囲も活動内容も異なりますが、いずれも活動の主体はそれぞれの団体であり、団体の加入等についても、団体への参加等につきましても、みずからが判断していくものと考えております。

しかしながら、団体からの要請やその状況に応じまして、市といたしましても、市の広報へ掲載するなど、可能な限り支援をしているところであります。

3点目ですけれども、市民協働推進課は市民と行政との協働のまちづくりを推進するために、住民や市民団体などとの窓口的な役割を担う目的で設置し、自治会など地域活動を行う団体の支援や、男女共同参画統計等の事務を担当しております。

課の新設によりまして、市民の皆さんの直接的な窓口となり、また専任の係となったことで職員意識も高まってきていると感じておりまして、市民との協働を進める第一歩が踏み出せたものと思っております。

今後とも、市民と行政の情報の共有を基本に、

協働のまちづくりの意義を深めていくことが大切であると考えておるところであります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、①のところから再質問いたします。

現在71.7%の方が行政連絡員を通して広報を届けていただいているということです。世帯でいくと、つまり1万世帯以上がそうではない方法でしか情報を得られないと。先ほどの話だと、さまざまいろいろなその他の方法でも情報は得られるようになっているということではありましたが、多く印刷した数を含めましても、あるいは郵送とかとりに来られるという方を含めても、多分その数はそれほど多くはないんだと思います。

その辺につきまして、この問題はずっと今まで4年間、いろいろな形で質問してまいりましたが、自治会を通して、行政連絡員を通して、これ以上たくさんの人に届けるということは多分こういうご時世の中で大変難しいことだと考えておりますので、市のほうでも違う方法で周知をすることを考えなければいけないと思います。

その辺について、具体的に1年間こういう新しい課をつくってやってきた中で、何かお考えがあればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 基本的には、本線は行政連絡員を通して広報等をお配りするということで、今、議員からありましたように、先ほどまた答弁いたしましたように、自治会の加入率のほうは減少していると、こういうことで、今後もなかなかこの加入率を急激にふやしていくということは難しいだろうと、そういう認識でおります。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、いろいろな市の公共施設とか民間施設にも広報等

を備えつけておくということなんですけれども、これも余り広くということもなかなか難しいという部分があります。

そういう中で、最近、それぞれ自治会未加入者の方がグループを組織されて、公共施設なり市役所に文書等をとりに来ていただいているというケースもふえてきていますので、この辺をなかなか基準をつくったりということは難しいんですけれども、グループをつくっていただければ、そういうところを通して、広報なり市のお知らせ的な文書を配布していくといえますか、そういう形で受け取っていただくというようなことも前向きに考えていかななくてはならないかと、いきたいかと、こんなふうに考えています。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今のお話ですと、自分たちでグループをつくるなり団体をつくるなりして、その人たちが市役所なりにとり来れば、そういうものをまとめてお渡しすることができるかと。多分そういう形での周知の仕方がふえてきているんだというお話だと思うんですが、逆に、いわゆる既成の自治会、既成の行政連絡員さんを出せる形の自治会ではなく、そうではない形の自治会と言っているのかどうか分からないんですが、そういう組織というものを模索しているようなところもあるようです。そういう場合に、そのようなところを市として認めて、普通の行政連絡員さんのところに配るような形で、市のほうから広報を何部か持っていくということはされているのか、あるいは考えているのか。

それからもう一つ、公共の場所とかJRの駅に何か所か置いているということなんですけれども、もし70%以外の2割なり3割なりの方にもどうしても知らせたいと、そういう意思があるのであるならば、市内広いとはいえ、たくさんのスーパーマ

ーケットとか、そういう人がたくさん集まる場所がございまして、そういうところにやはり置いていただくと。つまり、いろいろな人が来る場所にそれを置くことによって、ふだんは目に、自分のところに来ないけれども、じゃもらっているかというようなことがやはりできると思います。

そういうことを考えていくことが大切だと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 2点ほどありましたけれども、まず第1点目ですけれども、あくまでも自治会は行政区という1つのエリアの中でいろいろな派生することもありますので、それを自治会と、こういう形で位置づけるということは、これはできないと思います。

そういう中で、こういったお知らせ的なものを受け取っていただくという組織ということで、先ほど申し上げたような考え方で今後は進んでいくと、こんなふうに考えてございます。

これは同じくそれぞれのところへ持っていかると、こういう問題では、ちょっと内部的にも詰めないといけない部分もございまして。

グループも大小それぞれいろいろなグループがございまして、そのようなことで、でき得れば公共施設等に近いところに置いておいてとりに来ていただくと、この辺を基本的に考えていきたいと思っております。

それから、2点目ですけれども、市内42カ所に、今、広報については備えつけておりますけれども、スーパー等という人が集まる場所というお話がありました。これ以前にもご答弁申し上げたことがありますけれども、自治体によっては逆に、そういうところに広報を置いて、今那須塩原でやっ

ている行政連絡用として配布をするということはやらないといえますか、逆にそういったところに市民の方がとりに行っていただくという方法やっている市町村もあります。ただ、それを併用ということになりますと、自治会で行政連絡員を通しての文書、広報するものがそれよりも早く、また多くの人がそれをそういう場所で受け取るということになると、現在のやっているシステムそのものにも影響が出るといえますか、その辺は弊害としてあるかと思っていますので、スーパー等については、現在のところ置く考えはありません。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） この問題については、もう長いこと何度も聞いているんですけども、今のお答えの中で、せっかく市民協働推進課ができて、市民と行政とはたしか市長は織物に例えればたて糸とよこ糸の関係だというようなことをたしか書いてあったと思うんですが、そういうことから言うと、市民の声とか市民の目線で物事は変わっていったいいものだと思うんです。そうすると、今スーパーなどに置くと、行政連絡員さんから配るものとどうのこうのというふうなお話でしたが、その辺もきょう、あすということではなくて長い目で見ていったときに、じゃ、市の情報というのは確実に届くことが大切なのか、早くみんなに一斉に届くことが大切なのか、そしてまた、世帯に配っても、その世帯の構成している人たちが5人なり6人いた場合に、ほかのところで配ったものを見るということだって悪いことではないと思います。

ごみも今度4月から変わります。そういう情報についても、私としてはいろいろな方法で縦にも横にも斜めにもと、こう、何て言うんでしょうかね、別に二重にわかっても悪いことではないと思います。印刷の費用、紙の費用は、例えば倍印刷

したからといって何百万も何千万もふえるというものではないと思いますので、ぜひ広報なすしおばらを初めとした多くの行政情報は、いろいろな方法でやはり知らせるような手だてをつくっていただきたいと思います。

次、2番目にいきます。

先ほどこの市民協働推進課で持っている団体が5つだというようなことをおっしゃいましたが、広報を行うのは、もちろんその団体が行うのが基本だとは思いますが、けれども、現在市が運営補助金を出して活動している団体の中には、補助金を出すだけではなくて、市のほうが、その一部ではあるとは思いますが、事務の部分、あるいはいろいろな連絡の部分を持っているところもあるように感じます。

そうすると、やはり市としては、市民に対する広報活動というのは、特に合併に際して1つの行政にしかなかったような団体について、その辺のところをする必要があるのかなと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 団体運営の補助金を出して、実際私どものほうでも事務局を持っているという団体がほとんどと言っていいほど、地域婦人会連絡会は別として、事務局になってございます。

そういう中で、いろいろ団体の皆さんが活動すると。当然市の運営補助金を出していますから、公益的な活動といえますか、そういったものを主眼にやっていたらいい団体でありますので、できるだけ市のほうも先ほど申しあげましたように、何かその団体が活動をするイベントを行うとか、こういったものについては、できる限り市民の皆さんにお知らせする手段として、市でできることはやっていきたいと、このようには考えてお

りますけれども、なかなか現実的には私もちょっと広報等を見てもみましたらば、そんなに数は多くはないという実態にはあるので、その辺は今後検討課題ということで、でき得れば前向きに取り組んでいければなど、こんなふうを考えております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 団体への運営補助金については、今多分、市のほうでどういうふうに補助金を出していくかということについては、いろいろ考えているところだというふうにお伺いしています。

それで、これなぜこういう質問したかと言いますと、とりあえずというか、合併をするときに、それぞれの市と町で単独でやっていたような団体につきましても、やはり広報活動が足りなくて多くの人が入ってきていないという部分があります。それで、私はそういう広報活動を合併したばかりのときには、市のほうが特に事務局を持っているのであれば、大々的に行って、その後、市民がたくさん入ってきた後には、そういうことをやる事務局そのものも市民に返すというか、市民がしていくような形に持っていくのが、この団体のあり方ではないかというふうを考えておりますので、広報活動をしなければいけないという趣旨ではなくて、ぜひ最初の取っかかりの部分だけはもう4年間がたっていて少し足りないように思いますので、やっていただいて、その後、事務的なことも市民ができるような力をつける、そういう助言なりをしていただければいいのではないかというふうを考えて、この質問をいたしました。

5つの団体だけではなく、市の中にはたくさん住民と市とのかかわっている団体がございますので、それも含めて、やはり市民協働推進課というのはそういうものを担う一番の部分だと思っておりますので、これはそのように要望をいたします。

3番目に移ります。

先ほど所管ということで伺ったんですけれども、新しくこの課ができて、多分いろいろな市民の方から意見も出ていると思うんですね、よかったですか。

それから、意識の高まりというんでしょうかね、こういう課ができて住民と市とで協働してまちづくりをしていくんだというようなことの意識も高まってきているんだと思います。

そういう中で、先ほど来、午前中に質問がありました公民館のあり方ということから言いますと、公民館がやはりこういうことを進めていくところの拠点にならなければならないと思うんです。そのときに、公民館が教育委員会の部門にあって、そして市民協働推進課が企画の部分にあってということで、仕事をしていく上で、あるいは住民とのかかわりの中で何か問題があるというようなことを感じるがあれば、お知らせ願いたい。

それからもう一つは、住民の方からこの市民協働推進課ができたことによって、何か意見がそちらに伝わっていれば、そのこともお聞かせいただければと思います。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 公民館とのかかわりなんですけれども、確かに公民館そのものもまちづくりの拠点でありますし、地域づくりとかまちづくりということで核になることは間違いありませんけれども、もっと大きく考えますと、行政と市民で協働してまちづくりをしていくという部分では、市役所の中でやっている仕事、全部の分野にこれまたがるわけでありまして、現時点では、その中で公民館についてはそれなりの法律とか、そういったものの考え方の中で公民館活動とこういう、ある意味では限定的な、行政上ですけれども、部分もありますので、それぞれの役割、役割

でまちづくりを進めていくと、こんなふうには現時点では考えてございます。

そういう中で、それらを包括して市民協働推進課が、行政の第一義的な市民と協働の推進の窓口ということでもありますので、先ほど申し上げました幾つかの自治会を初めとする地域住民に直結した窓口にはなっていますけれども、今後は、全庁的にその協働のまちづくりを進めていくという中で、全体的な進め方のまちとしての考え方とか仕組みづくり、こういったものも市民協働推進課を中心として、今後はそういったものをもつくりながら協働を着実に進めていくと、こういうような立場、位置づけに市民協働推進課はあるのかなと考えております。

それから2点目で、特別な意見等があったかと、こういうことなんですけれども、私も市民協働推進課の近くにはおるんですけれども、いろいろかわりのある団体等の皆さん等とのやりとり、それから窓口の対応等々ありますけれども、そのほか市民の方からということでは、特別ここで申し上げるようなことはなかったかと思っておりますけれども、以上、お願いします。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） この課については、多分私の周りにはいる市民の方からは、大変期待をされているんだと思います。

まだできて1年ですので、今後への住民ともう少しいろいろなことが一緒にできるのではないかと期待があると思いますので、これは今後に見ていきたいと思っております。

最後に1つ、このたび設立、認証の権限が移譲されるというNPO法人との関係なんですけど、これも非常に地域活動ということから言うと大きなことで、これが市に移譲されるということでどんなふうなかわり、何か変わることがあるのかど

うか。あるいは、このNPO法人とのかかわりについて、今までのいろいろな団体と、例えば補助金の問題などに関して、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） この4月から権限移譲されて、NPOの認証事務等を私どもの窓口で取り扱うことになると、こういうことで、これまで市内に30幾つかの団体がありますが、正直なところ、それらの方々とのやりとりというのは、余りなかったというのが実情です。

今後、この窓口になりまして、新たな認証等はもちろんなんですけれども、年度、年度でそれぞれ事業報告なりを私どものほうで今度は受け取るということになるので、相対してお顔を見たいとか、活動の内容をこちらでも知り得ますし、活動している方々も何か市のほうにと、こういうご要望もあるでしょうから、そういう事務を進めながら、まちづくりの、これもNPOさんも基礎的な団体と認識しておりますので、今後はそういう意味で連携をしながらまちづくりに何かできるかなと、こんな期待も持っております。

補助金というのは、NPOそのものへの団体の補助というのは特段考えてはございません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） NPO法人が市のほうでその窓口になるということは、大変いいきっかけだと思いますので、今後団体としてはいろいろなユニークな団体もございまして、市のまちづくりをしていくために、とても大きな存在だと思いますので、ぜひ来年度以降、窓口としてかかわっていただきたいと思います。

次に移ります。

2番目、職員が使用しているパソコンのセキュ

リティー対策について。

現在、職員が使っているパソコンには、個人情報がたくさん入っていると思います。情報漏えいを防ぐためには、そのセキュリティ対策の周知徹底が必要不可欠なことだと考えています。

①パソコンのセキュリティ対策をどのように行っているのか。

②パソコン使用に当たって、職員への指導の周知徹底はどのように行っているのか、お伺いいたします。

③現在市で使っているパソコンの台数と、その更新方法、その内容、そして今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 職員が使用しているパソコンのセキュリティ対策ということで3項目ほどご質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

まず、①のパソコンのセキュリティ対策についてであります。市の情報資産の機密性、安全性及び正確性を維持するための対策を定めております。この定めを那須塩原市情報セキュリティポリシーと、このように称してございます。

市の職員は、この那須塩原市情報セキュリティポリシーを遵守することによりまして、パソコンのセキュリティは図られていると、このように考えております。

次に、②の市職員への周知徹底ですけれども、ネットワーク上の共通文書に那須塩原市情報セキュリティポリシーと、これを要約いたしました概要版としての情報セキュリティハンドブック、これが保存をされておまして、職員は必要に応じて確認をすることができます。

また、所属ごとに情報資産の管理や運営に携る

担当職員を置いておまして、年に数度、この担当職員を交えた情報資産所属担当者会議なるものを開催いたしまして、各所属職員へのセキュリティ対策に必要な情報の周知を図っているところであります。

なお、新規採用職員、毎年入ってくるわけですが、その職員に対しましては、毎年4月に、この情報セキュリティ研修を実施しているところであります。

それから、3点目ですけれども、パソコンの台数とその更新方法、それから内容、今後の計画ということでもありますけれども、現在職員が使用しているパソコンの台数は、情報系システム、これが935台ほどあります。それから、基幹系システム、これが203台、合わせまして1,138台であります。

パソコンの導入は、まずパソコンを納入する業者と価格を決定した上で、リース業者と賃貸借契約を締結していると、こういう状況であります。

今後、パソコンの賃貸借契約が順次終了してまいります。賃貸借契約が終了するパソコンの台数と市職員の人数を勘案した上で、リースするパソコンの台数を決めまして、順次新たに賃貸借契約を締結していくと、こういうことになります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 最初のパソコンのセキュリティ対策については、情報のセキュリティポリシーというものがあるということはわかりました。

これを市の職員、そして新しく入られた職員にもそのことを遵守してもらっているということですが、そのセキュリティポリシーに関しては、臨時の職員などパソコンを使っている方も全く同じと考えてよろしいのかどうか。

それからもう一つ、先ほど職員へのパソコンと
いうことだったのですが、これは庁舎内だけでは
なくて図書館とか公民館、あるいは体育施設、そ
れから今年度から配備した学校などに関しても同
じだと考えていいのかどうかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） セキュリティーポリシ
ーの遵守の関係ですけれども、当然臨時職員も位
置づけは公務員という位置づけになりますので、
これを守っていただくと、こういうことになりま
す。

それから、パソコンにつきましては、ただいま
お話ありましたように、学校を除きまして全部と、
こういうことになります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 学校を除いて全部とい
うことは、今年度学校の教員に対して市から配備
したものについては除くという考え方でよろしい
のですか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 一元的に全部やれば
一番いいんですけれども、学校につきましては、
先生の数も相当おりますので、それ1台というこ
とになりますと、ちょっと現在の組織の中では一
元化ということでの管理ができませんので、教育
委員会と分けてやっていくと、こういう方針で進
んでおります。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） セキュリティーは万全
だというようなお答えだったと思うのですが、今
まで那須塩原市に合併になってから4年間に、何
かパソコンから情報が流出したとか、あるいは職
員の中で何か問題があったとか、そういうことは
ございましたでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 結論から申し上げまし
て、漏えいということでの事件は起きておりませ
ん。

先ほどから基幹系、情報系と、こういうことで
なかなか一般の方には理解できないような言葉
を使っておりますけれども、基幹系というのは、市
民課、税務課とかそういうところで使っている
システムを言います。住民記録システムとか戸籍
のシステム、それから住民税等々ですね。この基
幹系と、それから情報系というのは、職員がそれ
ぞれ庁内でいろいろな連絡をするメールシステム
とか、ホームページをつくったりとか、そういつ
たガルーンというようなグループ・ウェア・シス
テムもあるんですけれども、そういったことで使
うネットということで、基幹系と情報系というの
は全く結びつきがありません。これは回線が全然
別ですので、完全に切り離れたネットワークにな
っています。

行政情報の機密性ということからいけば、当然
ながら基幹系のシステムということになります。

基幹系のパソコンにつきましては、パソコンそ
のものは、情報そのものがサーバーに保存をされ
ていまして、パソコンでできることは記録情報の
閲覧と、そこに入力をしたり、それから証明書な
どを印刷する、こういうことしかできません。で
すから、記憶はパソコンに残るのではなくて、全
部サーバーに残ると、こういうシステムになって
ございます。

そういうことですので、そちらについて情報が
外に漏れると、こういうことは、例えば、本当に
悪用してその基幹系の端末は印刷はできますので、
その一部のことを例えばどこかに持ち出してくれ
るということは可能性はなきにしもあらずですけ
れども、それは市職員のモラル上、それは公務員

としてやってはいけないことになっていきますので、それ以外のことは考えられないと。

それから、情報系については、そういうことで通常、先ほど申し上げましたものにアプリケーションソフトとして、計算機能とか文書の機能等があるんですけれども、そういったものを活用して仕事を進めていると。こういうことで、これにつきましても、原則、その中でも重要な部分はファイルサーバーというところに保存しなさいということになっていきますので、職員が持っている端末の中には、どちらかといえば、いろいろな文章を使ったりとか計算をさせたりとか、事務的に使っているわけですが、そういったデータが残ると。それも個人情報を含むものもありますので、その取り扱いについては、情報セキュリティポリシーの中でそれぞれに定めがあると、こういうことになっていまして、そういうシステムの中でやっておりますので、先ほど申し上げましたように、漏えい等はこれまでにないということで、ポリシーを遵守しながら仕事が進められている環境にあると、このように思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わからない言葉もあったんですが、セキュリティは今のところ万全にやっているということはわかりました。

午前中にも話がありましたが、モデル事業として、公民館で今度からは個人情報というか戸籍とかそういうものがとれるというふうな計画をしているということでしたが、これは、そうしますと、今度基幹系のいわゆるパソコンの端末が外へ出るということ、公民館に持っていくというふうになる、そのモデル事業だというふうには考えるんですが、その辺について公民館というところは、職員だけではなくていろいろな方が仕事についたりする場所だと思いますので、その辺のセキュリテ

ーについては、今までと同じような形で大丈夫なのか、少し心配になったんですが。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 基幹系、情報系も同じようなことなんですけれども、職員そのものにはユーザーのID、それからパスワードを入力しないとパソコン開きません。基幹系も当然なんですけれども。

特に、基幹系につきましては、このID、パスワードにつきましては、年1回以上変更すると、こういう決まりで運用をしています。ですから、多分公民館でやるものについても、基本的に臨時さんがその情報をID、パスワードを持ってということはありませんと考えておりますので、ただいま議員が申された心配というところは、原則的にはありません。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。

では、3番目のところに入ります。

パソコンの台数とその更新のことについて先ほどお話がありましたが、基本的なところで5年の更新でリース契約を結んでいるということなんです、これからどんどん更新になっていくというお話でした。

5年というのと、合併して4年なので、その以前のリースしたものがつながっているものがあると思うんですが、かつての3つの市と町でのパソコンの契約の仕方も同じだということによろしいんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） かつて旧3市町のということの理解でしょうか。

5年リースという基本的なことやってきたのは3市町とも多分同じだと思います。こういった機器類等については、大体5年ぐらいが耐用年数

だということです。ただ、その中で例えばパソコンについて申し上げますと、リース期間が終了したときに納入業者のほうでリースアップしたときに引き取りますよという契約と、そのまま無償でリースをしていたときにそれぞれの市・町が譲り受けますよと、こういう契約はあったかと思いません。

ちょっと3市町のことは、旧黒磯市については返却をするという基本的なことで来たように思います。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 前の市や町のことはわからなくて、それはそれでいいんですが、5年更新のそのリースということは今後、例えばことしのこの3月で終わるものもあると思うんですね。来年に終わるもの、そういうものを5年でリースした後のパソコンというのが、例えば今年度の3月で100台とかの単位で出てくると思うんですが、それがわかればどのくらいで、その後の部分はどうか、その処分のやり方はどうなっているのかについて伺いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） ちょっと蛇足になるかもしれないんですけど、まず21年の1月で5年間で切れるわけなんですけれども、これまで先ほど旧3市町の話がありましたけれども、無償でそれぞれ旧3市町の契約で引き受けた。那須塩原市に無償で受け取ったというパソコンの台数が、20年度末までに294台あるんですよ。これは西那須野の情報管理のほうでサーバー室に順々に保管をしているわけです。

このものにつきましては、基本的に今まで何ら廃棄処分等をとらないで来ていたものですから、先日、質疑の中で処分費の53万円と申しあげましたですけども、そういうことでハードディスク

そのものは処分を厳重にしますけれども、それをやりますと、あとは産廃と、こういうことになっていきますので、一山幾らというようなことになってしまうんですけども、そういうことで処分をしていくということです。

今回の21年なんですけれども、一応79台ほどリースアップになると、このように考えておりますというか、そういう予定です。

今後も5年、5年が毎年来ますので、200台から260台とか百何十台とか、年によっても違いますけれども、こういうことでパソコンが戻されてくるとか、市のものになります。その中で基本的なやり方としては、使えるものといってもそうはあり得ないんですけども、まず第一に、情報をパソコンも職員の使っているもの、故障もしますので、そういったある程度使えるものは代替機として利用をするということが1つあります。

それから、その中で部品等をとるといいますか、主に使う部品どりということで、そのパソコンから部品をとってしまうということもあります。残りの部分は廃棄処分をする。大きくこんなような考え方で今後も進めたいと思っております。

1年間を置いておいて、今申しあげました作業を、1年間はそのまま置いておきます。今みたいな作業をやります。

不必要なところは処分をしていくと、こういうことで数が多くなっていきますので、そういった処分をしていきたいと、こんなふうを考えています。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） パソコン、5年間使ってリースだということですが、聞いておられますと、5年使ってリース終わったものはそのまま市に残るというようなものが多いということなんです、物によってはそれは使えない、あるいは部品をと

るだけしかだめということでも、数がこれだけ多いと再利用ができるものがないということはないような気がするんですね。つまり、使い終わったパソコン、それが情報系であれ何であれ、そこに情報が入っているわけなので、この市では使い終わったパソコンの再利用の仕方の基準なり、何か規約なり、そういうものというものはあるのかどうかお伺いいたします。

それから、今まで5年たったけれども、まだ使えるというようなパソコンについて、例えば市のどこかの団体からそういうものを使わせてほしいとか、あるいはというようなそういうものがあつたかどうかについてもお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 今、議員お話のとおり、再利用が期間は1年もつか2年もつか、それはわかりませんが、そういうパソコンもあります。

その再利用をするときの基準といいますか、内部で使うのは、先ほど申しあげました故障等の代替なんですけれども、それを再利用するというのは、現実まだ行っていませんが、それと、パソコンの中に記憶されている情報が残っているハードディスクがあるんですけれども、これを例えば再利用で第三者にそのパソコンを団体にお譲りすると、こういうときには物理フォーマットという方法で、そのハードディスクに書き込みをしてしまうんだそうです。私も技術的なことよくわかりませんが、そうしますと、現在残っているデータを再現することがほぼ不可能だと、こういうことで現在中古のパソコン等も市場に出ているような時代になってきているようなんですけれども、そういったことで再利用をしていくということで、パソコン3,000円とか4,000円で引き取りますというようなことがだんだん傾向と

して出てきているということでもありますので、そういうときにはそういう物理フォーマットをかけると、これがポリシーの中の基準であります。

現実にはそういう第三者で申し入れ等があつたかということなんですけれども、実は昨年末にある一団体から、これは公益団体なんですけれども、何台か有効に使うのでお譲りいただけないかという話がありました。

私どもとしては、これまで外部にそういったお譲りをしたことがなかったものですから、ありませんので、その情報の漏えい的な部分で心配が物理フォーマットかければないということであれば、有効に使っていただけるのであれば、そういうことも考えられるんじゃないかということで、ただそういう事例が今までありませんので、何らかの基準づくりが必要だと、こういうことで、現在例えば当然のことながら、その団体さんのほうは非営利の団体に限るとか、それから台数とかそういったものをどうするかと、それからそれがお譲りした後に、またほかの方に譲渡をされると、こういうときに何か制約を担保するものもどうするかと、そういったものとか、当然お譲りしても、リースアップしたものですので、その後故障が起きたりとか、そういったものは譲渡先の責任で行うと、こういった条件等々、そういったものの整備をして、情報をきちんと整理をしてお譲りするときにはお譲りするというので、正直なところ、その申し入れがあつた団体には正式にまだ書類で文書を受け取ってもおりませんが、私どものほうも正式な回答はしていないんですけれども、そういったことで、今年度内にそういった基準づくりをして、そういう申し入れがあつたときには、新年度から対応、検討をしていくような方向で、今担当としては考えております。

庁内的には今後そういったことで、庁内の内部

の意思決定もしてもらわなくちゃいけないわけ
すけれども、方向としては、そのようは方向で考
えているところでもあります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 使い終わったパソコン
を、市の個人であれ、公益団体であれ、使いたい
というようなことがやはり出てくると思うんです。
数がこれだけ多いということは、そういうことを
しようと思えばできるんだと思うんですが、今、
部長が今年度中にはそういうものの基準をつくっ
て来年度からということをおっしゃいましたが、
やはり数も多いですし、それからきちんとした基
準をつくらなければ、じゃ私にも、じゃこっちな
もというふうになりかねません。

それで、そういうことに対しては慎重であって
ほしいと思いますし、そういうお話が現実にも年
末に出てきているということも私も聞いておりま
すので、そういう話がひとり歩きして、市はそう
いうことを言えば、もしかしたらもらえるかもしれ
ないよなんていう話が広まることもないこともな
いというか、あるかもしれないということで、ぜ
ひその辺の基準は内部的なものではあるとは思
うんですが、きちんと決めていただいて、外からの
対応はしていただきたいというふうに思います。

この部分はこれで終わります。

次、3番目、市営駐車場について。

JRの駅周辺の有料の市営駐車場の中には1週
間以上の駐車があるというふうに聞いております
が、その現状について伺うものです。

①市営駐車場の設置の目的はどんなものなのか。

②その料金や時間の決め方はどのようになって
いるのか。

③黒磯駅の周辺にある黒磯駐車場と黒磯駅前西
口臨時駐車場は、1回につきそれぞれ300円、400

円となっておりますが、そういう決め方で問題は
ないのかどうかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 3点ご質問があり
ましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず初めの市営駐車場の設置目的でございます
が、市営駐車場条例では、道路交通の円滑化を図
り、公衆の利便に資するためとなっております。
主に、道路への違法駐車をなくし、交通の円滑化
の確保を図ることを目的としておりますが、駐車
場によっては商店街での買い物等の駐車場として
利用されてもおります。

次の2番目の料金、時間の決め方についてで
ございますが、設置目的に沿った形で市民の皆さん
に広く公平に利用していただくため、駐車場の立
地条件、環境条件や周辺の民間駐車場との balan
スなどを考慮しながら料金等を設定してございま
すが、原則として短い時間で入れかえできる料金
体系にしております。

次に、3番目の黒磯駐車場と黒磯駅前西口臨時
駐車場の利用料金に問題はないかとのご質問で
ございますが、この黒磯駐車場と黒磯駅前西口臨時
駐車場については、合併前からの利用料金で、黒
磯駅との距離的な立地条件の違いで利用料金に差
はありますが、1回利用ごとの料金となっている
ことから長期駐車が見受けられます。

したがって、利用料金の見直しについて必
要な時期に来ているものと考えてございまして、平
成21年度内に利用料金を改定する予定としてござ
います。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 市営駐車場について、
やはり短時間で使うということが基本だと

思っておりましたので、この3番目の黒磯駐車場と黒磯駅前西口臨時駐車場については問題ではないかと思っておりました。

21年度内にこれを今改定する予定だということをお聞きしたんですけども、どんなふうに変更するのかということをお尋ねしたいのと、もう一つ、なぜ黒磯駅前西口臨時駐車場と、「臨時」としている理由について、臨時であればもう少し短い期間なのかと思うんですが、かなりここが開設されておりますので、その理由、あるいは今後どうするのかについて伺いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 2点ご質問がありましたので、順次お答えをさせていただきます。

改定の方向性といいますか、基本的なスタンスの件だと思いますが、ある程度、例えば黒磯駅前につきましても、時間で幾ら、そして加算をしていって1日でなかなか値上げが今難しいときですから、今400円ですから400円が限度です。2日目はまたゼロから戻って400円足させていただきますというような形で、連続してとまっている場合、その分だけお金をいただく。今は1回出るときにということなものですから、1週間いようが1日、想定は多分つくったときは1日だったと思うんですが、現実はそのようなのがあって、いつまでもとまっていて、本当は出るか出ないかわからないうちに長くなってしまって不法に投棄されているような状況があったということが伝わったんだと思います。

それから、臨時の単語の話ですが、「臨時」とつきたいわれにつきましても、私もこれは伝聞になるんですが、駅前の臨時駐車場につきましても、将来的には駅広場になる用地だそうでございますので、ずっと駐車場として確保して担保している土地じゃなくて、たまたま駅前広場の部分をもった

いないのでそちらに活用させていただいているという意味で「臨時」とついておりますが、長く今まで駅広の整備が進んでこなかった関係上、ずっと最初から何か駐車場で用地取得したのかなというように誤解されるかもしれませんが、そういう話だというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで生活環境部長より発言があります。

生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 先ほどの臨時駐車場の件で、少し言葉が足らなかったという点がありましたので、少し補足をさせていただきますが、私の発言では、駅広の整備ということでお話ししましたけれども、誤解を受けるといけません。駅広の中に入るエリアとしてと、こういうことではありませぬので、そうすると、駅広が大分こちらにずれてきてしまうんじゃないかという話になりますので、駅広等を含めた駅前の整備をしようという計画等が従前ありましたけれども、そういう駅広の整備の種地として活用するというので、駐車場として買ったことではないというのは間違いありませんので「臨時」とつけておりますが、そういう最終目的までは決まっていないうふうにご理解いただければありがたいと思います。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） よくわかりました。

この2つの駐車場の1回当たり幾らというのが来年度には変わるということで、そして、臨時駐車場というのも黒磯市のときからの懸案だということで、今後の課題になっていくんだと思います。では、次に移ります。

4番目、民生委員の役割について。

これについても、かつて質問をしておりますので、確認というような意味で質問いたします。

民生委員は、福祉行政にとってはなくてはならない存在だと思いますが、地域により、その成り立ちによりというんでしょうか、住民へのかかわり方に違いがあるというふうに思います。

そこで、①民生委員の担うべき役割について、具体的にどんなことなのか、那須塩原市についてはどうなのかということをお伺いいたします。

②地域の高齢者世帯などへの定期的な訪問はどのように行っているのかお尋ねいたします。

③今後、民生委員に期待することはどんなことなのかについてお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 21番、山本はるひ議員の質問にお答えをいたします。

4の民生委員に関する質問でございますけれども、民生委員につきましては、法律において給与を支給しないこととなっており、ボランティアとしてさまざまな活動を行っていただいております。

そういう位置づけの中で、①の民生委員が担うべき役割についてであります。民生委員法の第1条に、民生委員は社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとして規定されており、ここの職務については、同法第14条に明記されております。

主な内容を申し上げますと、住民の生活状態を

必要に応じて適切に把握をしておくこと。次に、援助を必要とする者が、その有する能力に応じて自立した日常生活をいつも営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言のほかの援助を行うこと。また、必要に応じて住民の福祉の増進を図ることなどとなっております。住民の身近な相談相手として、助言、福祉サービスについての情報提供や、行政機関等との橋渡し役などの役割を担っております。

次に、②の高齢者世帯などへの定期的な訪問についてであります。見守りが必要な世帯については、民生委員の判断により定期的に訪問していただくこともありますが、通常は民生委員の活動の範囲の中で随時訪問していただいております。

次に、③の今後、民生委員に期待することについてであります。先ほど申しあげました法の規定条項を初め、地域の身近な相談相手として活動していただくことにより、地域住民の生活全般のよりどころとなり、地域福祉の一層の向上につながるものと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 民生委員の活動については、今、多分市の中で204の方がこの仕事というんですか、ボランティアだと今おっしゃいましたが、担っているんだと思います。

それで、皆さんそれぞれ地域によって事情が違うということはございますが、2番目のところで、高齢者世帯というのが今ふえておまして、その方たちが相談相手とか、それこそ行政との橋渡しというようなことで、とても民生委員の方を頼っているという状況があるんですけれども、先ほど定期的な訪問はそれぞれの民生委員に任せているというか、判断によるというようなことではあつたんですが、全く何年も訪問されていないという

ような話を、1人とか2人ではなくて聞くことがございまして、その辺のところをたとえボランティアであるとはいえ、そのような先ほどの役割を担っているわけですので、その辺のところの現実について担当の課のほうではわかっているのかどうかについて、少しだけお尋ねいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 高齢者、特にひとり暮らしの高齢者ですとか、あるいは高齢者のみの世帯というところの訪問ということだと思いますが、先ほど市長のほうからも答弁いたしましたが、基本的には民生委員さんが高齢者宅を訪問をさせていただいて、その状況、本人の健康度合いといいますか、元気の度合いですとか状況や、本人の意向などを確認をする訪問調査というのをまずするようになっております。

その結果、訪問の頻度などをそれぞれの民生委員さんで判断をしていただくというのが、基本的なものでございます。

そういう中で、ひとり暮らしの高齢者の方々と、例えば、地域包括支援センターですとか、あるいは介護事業者等がかかわっている高齢者も多数おられますので、それらの方々の役割を分担しながら見守るということもございます。

また、中には訪問を拒否する高齢者の方もいるというふうに聞いております。

したがいまして、一概に民生委員さんが常に訪問するということには限らない場合がございますが、例えば今言われましたように、民生委員さんが一度も何年も行っていないというお話でございますけれども、そういうことはちょっとないと思っておりますが、仮にそういうことがあるのだということであれば、民生委員活動としての活動が行われているというようには言いがたいということになりますので、民生委員さんの研修会、

あるいは9地区に分かれて地区民協というのがありますが、地区民協の中でも話し合いの中でもまたその辺を申し上げて、ご指導といいますか、申し上げることになると思うんですけれども、いずれにいたしましても、地域福祉という観点から申しますと、民生委員さんのみが担っているというわけではございませんで、地域に住んでいる人々一人一人と、それから自治会の組織の関係ですとか、議員さんも含まれるかと思いますが、それぞれの方が補完し合いながら、地域福祉、あるいは要援護者の方々への見守り援助等が必要ではないかと、それが大切なんではないかと思っております。

ただ、民生委員さんそのものは、その中心的な役割を担うことにはなるといいますので、各民生委員さん方にはそれらの認識のほうを再度していただくようお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 私がここで言いたかったことの一番は、個々の204人の民生委員さんのそれぞれのその方のことではなくて、先ほど市長が答弁なさったように、民生委員はボランティアというような、仕事ではないという認識だと思うんですね。

それで、そのボランティアでありながら、市が本来やるべきというか、福祉に関して非常にたくさんの方のことを期待されているんだというふうに感じます。それで、それなのにボランティアであると。お年寄りに限って言えば相談相手になったり、あるいはいろいろな福祉のことに関して市との橋渡しをしたり、あるいは生活状況の変化があれば、それを把握して、やはり市にそのことを持つていくなり、いろいろな手続をしてあげるといこう

なことを期待されているのが民生委員だと思うんですね。

それなのに、仕事ではなくてボランティアであるということなので、この民生委員がいろいろな場所、那須塩原市は広くて204人もいる中にあって、やはりもう少し市の行政のほうがもっともつと何というんですか、フォローしてあげないと、民生委員のほうが非常にかかわりにくくなるのではないかというふうに感じるので、こういう質問をしました。それについてはどのように考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今のお話は、市のほうがもっと民生委員さんにかわってといいますか、高齢者宅をというお話なのかどうかちょっとわかりませんが、先ほど言いましたように、9つの地区民協が那須塩原市にごさいますて、ちょっと若干地区によって違いますが、毎月開催しているところもあれば、2カ月に1回開催しているところもごさいますて、その中でも高齢者の会とか、そういういろいろな会がごさいますてけれども、そういった中で、例えばこういったケースの場合はどうしたらいいだろうとか、そういったものも含めまして、地区民協の中で相談といいますか、ケースの検討といいますか、そういったものをされておりますので、市が、そこには当然市のほうも同席しておりますので、どういう意味合いがちょっとあれなんです、市のほうも民生委員さんのほうと協力、連携をしながら進めているというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 個々のケースをここで話すわけにいきませんので、少し抽象的にはなると思うんですが、ぜひ各地域の民生委員さんと市の福祉の担当の方と密に話をさせていただいて、本

当に必要としている方々、別に高齢者世帯だけではなくて、そういう方々に本来の援助とか、本来の福祉に対するものの橋渡しができるような、そういう体制をとっていただきたいと思います。

これで4番目は終わります。

次、最後になります。

5番目、公民館の増改築及び周辺整備について。市内の公民館はまちづくりを推進するに当たって、地域活動、生涯学習の拠点として重要な役割を担っています。

①公民館を整備するに当たり、今後のいろいろな計画の見通しについてお伺いいたします。

②新築あるいは増改築の具体的な計画があれば、それについてお伺いいたします。

③今後、公民館の駐車場など周辺整備をどのように行っていくのかについて伺うものです。

以上です。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 公民館の関係で3点ほどごさいます。

まず①と②関係ごさいますので、答弁させていただきます。

公民館の今後の整備計画につきましては、現在のところ、先ほども申し上げました稲村公民館の敷地の確保の計画以外にはごさいません。

③駐車場などの周辺整備につきましては、幾つかの公民館で意見が出ているということは存じておりますけれども、今後は利用者や地元の意見を聞きながら、十分調査研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 公民館の新築とか増改築については、先ほど午前中の質問にありました稲村公民館についての敷地に関するもの以外はな

いということ、これは了解いたしました。

敷地が確保できれば、次はそこに建設をするというふうになるんだと思います。ぜひ稲村公民館に関しては、前に増築したときとか、改築をしたときにいろいろな考え方の違いとかで1年間おくれたという経緯がございます。公民館、今後も非常に大切な場所ではございますので、そういうことのないようにいいものをつくっていただくようなことを要望して、この1番と2番は終わります。

3番目の駐車場のことなんですが、稲村公民館の駐車場が狭いということに関しては、今後のことになるので、これは省きますが、問題になっているのが、いきいきふれあいセンター、黒磯公民館のある部分の駐車場についてです。

これも以前の議会で聞いたことがございますが、何度聞いてもこれ以上どうしようもないという答えです。けれども、黒磯公民館は公民館だけではなく、あの中に福祉の社会福祉協議会がございますし、それから子育ての相談センターとか子育てサロンもございます。そして、消費者の行政のセンターもあるということで、利用する人が非常に車いすを使ったり、ベビーカーを使ったり、それから高齢者のことだということで、あの駐車場では数だけではなくて、あの形態、その砂利のまままだということで非常に使いにくくしているのが現実です。それをどういう理由があるのかわからないんですが、いつまでたってもよくなるということについて、住民の方は本当にたくさん訴えてきます。そここのところを、ここでどういふふうにしていく予定なのか、あるいはしていかないのかお答えいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 建設当時のいきさつといたしますか、そういうことがあったのではな

いかと思いますけれども、あの駐車場の敷地そのものは都市公園に入っております。それで、多分面積が2,000平米ぐらいあるのかなと思いますけれども、その半分ぐらいはいきふれを建てるときに、地主さんのほうから購入して市有地になってございます。当初の計画では、その市有地1,000平米で駐車場オーケーという考えでおったわけですが、現実にも、山本議員おっしゃったように、施設そのものからすると人の人数がかなり集まるということで、それでは不足するだろうということで、その部分について、公園として借地をしたわけですが、その借りときの条件として駐車場に一部させてもらうということで、地主さんに了解をもらって駐車場をつくったという経過であります。

そして、なおかつ排水等々もありますし、あと公園内ということもあったので、自然で残そうというのが一番最初の発想であったわけでありまして。そういうことで、建ててからもう十四、五年になると思います。

そんなこともありまして、当初は通路そのものも砂利道だったと思います。現在、一部通路だけが舗装になっている状況でありますけれども。

そういうことがありましたので、多分ずっとこのまま来たんだと思いますし、ただ公園法から言うと、木、伐採も許可をもらわないとなかなか県もできないと、こういう状況でありますので、そういう意味からなかなか整備が進まなかったということになりますので、その辺はもちろん整備するということになれば、そういう問題もあるし、予算の関係もありますから、ここで、すぐに云々という話にはならないし、私どもの所管だけではありませんので、担当の所管とも十分協議させていただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 黒磯公民館いきいきふれあいセンターの駐車場については、何度伺っても、こういうところでないところで伺っても、どうしようもないという答えしか返ってこないんですが、とするのであれば、せめて子育て相談センターとそれから社会福祉協議会のほうをほかの場所に移して、いらっしゃる方の利便性を図るということも考えなければいけないのではないかなというふうに思うんですが、それも横断的ないろいろなものがあると言われてしまえばそれまでなんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 社会福祉協議会の黒磯支所と子育て相談センターを別な場所にということでございますが、ちょっと突然言われたものですから、じゃ、どこにということも今のところ想定はしておりませんが、子育てそのものも大分利用が多くなってきているということは認識しておりますので、面積的にどうかとかそういうものは今後検討していきたいと思っておりますけれども、どこかに移動させるかというのは、今のところはちょっと考えておりません。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 急な質問でそういうお答えしかないと思うんですが、駐車場をいろいろな敷地の関係で、あれ以上どうしようもないのであれば、やはり利用する方たちが非常に不便であるのであれば、それを動かすということも1つの考え方だと思いますので、そういうことを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で21番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 鈴木 紀 君

○議長（植木弘行君） 次に、6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 皆さん、こんにちは。

議席番号6番、鈴木紀です。公明クラブです。通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、地球温暖化対策についてお伺いいたします。

地球温暖化、低炭素社会、循環型など、環境にかかわる言葉を聞かない日がないことで、地球環境問題への対応は重要課題であります。

また、循環型の模範として注目を浴びているのが、江戸時代であるとも言われております。

2007年の国内の二酸化炭素排出量は過去最高13億7,100万tとなり、これは90年度比を8.7%もオーバーしているとも言われております。京都議定書から換算すると、実質的には9.3%の削減が必要であるとも言われております。

最近、暮らしと環境に関する世論調査の結果が報道されましたが、温暖化について7割が深刻になると回答されました。また、有効な温暖化防止策としては、太陽光、風力発電などの新エネルギーの利用を上げる意見が約90%と、最も多くあります。それらの観点から3点質問いたします。

最初に、那須塩原市版環境マネジメントシステムは、実行計画を平成19年度から23年度までの5年間とし、温室効果ガスの削減を計画的に推進するとあります。温室効果ガスの削減目標の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、那須塩原市「エコ・デー」を創設する考えはあるのかについてお伺いいたします。

3点目は、太陽光発電システム住宅への補助制度の早期創設についてお聞きいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

◇

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 6番、鈴木紀議員の質問にお答えをいたします。

地球温暖化対策について3点ほどありますので、逐次お答えをさせていただきます。

(1)の那須塩原市版環境マネジメントシステムによる温室効果ガスの削減目標の進捗状況についてお答えをいたします。

この環境マネジメントシステムは、平成19年度から実施をしておりますが、今年度は大規模な組織の改編が実施されることから、それ以前の実績を基準に進捗状況を比較することができない状況となっておりますので、基本的には平成20年度の実績を基準としてマネジメントシステムを運用していきたいと考えております。

そのため、今年度はシステムの対象としている全課全施設113カ所のすべてについて、環境管理課が直接内部監査を行い、全課全施設の電気使用量、庁舎用燃料や公用車燃料の使用量等について、今後の基準となる実績値を確実に把握できるよう万全を期したところでございます。

平成20年度の実績値は来年度初めにまとめ、これを基準としまして、市として、あるいは各施設等としての取り組み目標の設定など、環境マネジメントシステムの運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の那須塩原市「エコ・デー」の創設につきましては、昨年12月の定例会において、平山啓子議員の市政一般質問でお答えしたとおり、現時点では具体的な計画は考えておりません。

(3)の太陽光発電システム住宅への補助制度につきましても、昨年12月の定例会において、東泉富士夫議員の市政一般質問でお答えしたとおり、現

時点では具体的な計画は考えておりませんが、住宅用の太陽光発電システムは二酸化炭素の排出抑制につながり、地球温暖化防止のための有効な手段であると考えられますので、先ほどのエコ・デーとあわせて、地球温暖化対策地域推進計画を策定していく中で、創設時期を含め具体的に検討させていただきます。

すみませんでした。本年度はシステムの対象としている全課全施設133と申し上げるべきところを113と申し上げたそうでございます。訂正をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

環境マネジメントシステムの中に、水道使用量の抑制ということが掲げてあるんですが、その中で若干細かいことではあるんですが、節水及び水の有効利用ということが掲げてあります。その中で、多分言われているのは、水道水とエネルギーということで掲げていると思うんですが、何か有効利用として考えられたものがあるのかどうか、ひとつお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お尋ねの件でございますが、有効利用と言うと、使い終わった後のというイメージのご質問なのかとちょっと想定しておりませんでしたので、そういう形での利用等はしていませんけれども、当然に役所の中でいろいろな水の使い方がありますが、小まめにとめたり、あと職員等も自分の健康管理上、歯磨き等もしておりますが、そのときも出しっ放しでやったりすることのないように心がけていただいているというようなことではやっておりますが、先ほどの質問の趣旨ちょっと私が誤解したのかもしれませんが、そういうようなことまで、ちょ

っと今のところやっております。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） このマネジメントシステムの中に10ページなんですけれども、その中に水道水とエネルギーということが掲げられているものから、細かいことではあったんですけれども、質問させていただきます。

今後しっかりと検討していただいて、僕の中でも考えていたのは、水ということで雨水という程度にしか考えてはいなかったんですが、ここで挙げてあるのは水道使用量の抑制という中で水道水とエネルギーということですから、また有効利用ということですから、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、マネジメントシステムの中で、職員の環境保全意識の向上ということであるんですが、実行部門の長でありますところの、特に温室効果ガスの削減目標、削減量ということを見ると、やはり電気の使用量というものが73%も占めると言われておりますので、電気使用量のほうの所管と言いますか、部門の長ということになりますと、どちらが総務部長になるんでしょうか。職員の意識向上のため、どのように取り組んでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 環境マネジメントシステムでは、電気使用量の抑制のために今年度どういうふうに取り組むんだというふうなことが求められております。

その中で大きく3つあるんですが、1つが照明の適正な使用ということでもあります。事務室の照明なんですけど、昼休みの消灯というのは、議員の皆さんも昼休み歩いていただくと、全部消えているということで徹底しているというのを十分現実として感じていただけるというふうに思っております。

ます。そのほか、トイレの照明は昼間消しておく。当然のことながら、書庫とか保管庫、湯沸し室は使うときしかつけないというふうなことであります。

それから、冷暖房の適正な使用ということで、クールビズを実践させていただきました。議員の皆さんにも夏、6月から9月までの議会はノーネクタイということで、空調をなるべく使わないようにしようというふうなことを進めております。

一番課題なのが事務機器の適正な使用です。パソコン、プリンターの長時間の使用、使わないときには電源をオフにするということです。先ほどの答弁で1,100台からのパソコンがあるという話がありました。5w、10wの待機電力でも1,000台が動いているとどうなるかということです。したがって、このポイントが最大のポイントになるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 事務機器ということで答弁があったわけなんですけれども、職員の皆さんに対してどういうときにこういったものを、訓示じゃないんですが、取り扱い注意という形で行っているのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私のほうからお答えをしたいと思います。

このマネジメントシステムは、計画を立てて実行をして反省をして改正するという、当然マネジメントシステムという段階で動いております。

その意味では、各所管から報告等を受けて、それを集計し分析し会議を開いて、その評価をしたり、また個別、今回のように今回特例的ではありませんけれども、学校も含めて133カ所、我々の職員が全部個別に出向いて細かいチェックをして

意思統一をさせていただいたということのように、その中でいろいろなお話をしてお理解をいただいた。

先ほどの答弁にちょっと触れますけれども、水道水とエネルギーの部分は、水というのはどっちかというエネルギーと余り関係ないというふうに誤解を受けてどうって使われて困るので、水道水をつくるのにも電気に換算してみると幾らぐらいのエネルギーを使っているのか、水を使わないでいただければ電気がこの程度減らされたと同じです。電気はどっちかという、エネルギーを使って起こしているというのに換算すると同じですよ。ということで、記載させていただいているという意味の、これ今回の書類ではイメージさせていただいていますので、あわせて今回答弁させていただきます。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 了解しました。

節水することが、いずれにしろ二酸化炭素排出につながるということだと思います。

それでは、今度はこのマネジメントシステムの中で出ているのが、対象範囲というものが出ているんですが、対象外というか、対象とされている施設が136施設あるんですね。対象外の施設も当然市の施設としてはあると思うんですが、そちらのほうに対しては、なぜこのマネジメントシステムというものを適用されていないのか、そこら辺等の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

まず、数字のほうで、環境マネジメント策定を平成19年にしましたけれども、そのときは確かに136で、今ご発言のあった136とあったのは正しいと思うんですが、最終、今現在市長が答弁したよ

うに133にしております。というのは、職員が直接張りついていないところを減らしているということもあわせて、今のご質問と絡んでくると思いますが、例えば指定管理者は市の職員がいない施設で民間がいるという形で、そういうところはやっていないんじゃないかという含みもあつてのご発言だと理解して、回答しますけれども、黒磯市の時代にISOを導入をして実行してきました。その後、今回この環境マネジメントということで、全市庁舎に広げてきました。その習熟度合いの問題もありまして、大変今回133、例外に全部出向いたというのは、各所から上がってくるデータがそれぞれの理解で出してくる。例えば、逆に言うと、資材本庁の関係で、予算が本庁で全部ガソリン代とか引くとすると、本庁で持っているんだから本庁で多分答えているだろう。片方では、本庁では支所で車を動かしているんだから、そちらでつかまえているんじゃないかということで、漏れたり重複したりと、そんなようなこと等々もありまして、ほかの分野ももちろんあるんですが、そういうことで、データ自体になかなか比較をして減らしたという評価がしにくいということもありまして明確化してきた。そういう習熟を少し重ねた後で、当然に指定管理者の施設も公共施設でありますから、当然にまず実行計画の中に組み込んでいくべきだと思っておりますが、まずは職員に直接指導できる施設を中心に始めさせていただいたということで、若干の時間のずれをお認めいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 了解いたしました。

それでは、環境省が1日、経済活性化対策ということで、日本版ニューディールの一環として公共施設に率先して太陽光パネルを設置する考えと

いうものを発表されたと思います。正式名称は緑の経済と社会の変革ということで、社会資本整備や消費拡大、投資促進を通じて景気浮揚と雇用創出を目指すということであります。

地球温暖化対策、環境と経済が両立する持続可能な社会づくりという、また本市のマネジメントシステムの中にもありますように、建設事業の実施における取り組みに、新エネルギーの設置とうたっております。

これらの検討は今後されていくのか、また前倒しで太陽パネルというものを設置していく考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

当然に公共施設の建築に当たっては、電気の面は特に太陽光を検討すると、当然していただいておりますし、以前にも教育部のほうから答弁をしたのを記憶しておりますが、給食センターを建てるときにもそういう発想があったんですが、なかなか規模の問題等で補助対象にもならなかったということで、建築費はできる限り抑えていくという、もちろん必要十分な建築ということで当然ありますが、お金の問題等もあって、今回断念されたということで聞いておりますし、一方、我々環境の部門につきまして、当然第2期那須塩原クリーンセンターになります。その今度見ていただくとわかると思いますけれども、台貫って重さをはかるところの屋根の上に太陽光発電を入れて、そういうものに活用しようということで、全部が全部ができるじゃないわけですが、あとは当然熱利用の電気を起こすということもありまして、そういう環境面の学習的な意味も含めて、採算面から言うとなかなかとれない部分もありますが、設置をしていきたいというふうに思って、現在設置

しております。

あと、先ほど答弁がちょっと間違ったようで、給食センターの屋根にもついているという話でございますので、訂正をさせていただきます。年度の関係の話だったと思いますので、ちょっと誤解をして答えまして失礼いたしました。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） いずれにしろ、これから経済、雇用とか環境問題を考えると非常に太陽パネルというのは重要な課題になってくると思いますので、よろしくお話ししたいと思います。

1つ提案なんです。先ほどお話ししましたように、電気使用量というのが73%もやはり削減としては含んでくるということで、そういう中において、エアコン、これを自治体にもよったんでしょうけれども、使用量が高い確率からいうと電気ということなものですから、4月から6月までの間、もしくは10月から12月の間、3カ月ぐらいはこの冷暖房完備というものをとめるといった思い切った、そういったことをやらないと、なかなか二酸化炭素削減という目標には到達しないのではないかなど、そんな懸念をしたものですから、ちょっと提案として年間3カ月であれ、6カ月ぐらいはとめることも検討してみたいかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 庁舎のエアコンなんです。建物が大きくなりますと、実は労働環境の確保をしなければならないということで、空気入れかえはやらざるを得ないんですよ。

ですから、そういう意味で、暖房とか冷房はかけなくても空気は動かさなくてならないというふうなことです。ボイラーはたかなくても空気を循環させる機械は動かさなくてはならないとい

うことがあります。

ですから、もちろんクールビズのお話をしましたけれども、できるだけクールビズで重油をたかない運転ができればいいわけですが、それは試みるということで大いに試みていきたいというふうに思っております。

ですから、完全に空調をとめてしまうということとはちょっとできないと思っておりますので、その辺の事情はどうぞ察していただきたいと思えます。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 担当部門として少し補完をさせていただきたいと思えますが、我々の環境マネジメントシステムで運用しているのは、耐乏生活をなさないと、そういうイメージではありませんので、効率も考えなければいけない、その折り合いをつけるレベルでの努力というのは当然あると思えますし、その辺はバランスをとりながらやっていかないと、何でも我慢して厚着をして冬は乗り切ろうというのは、もちろんそれは1つの考え方だと思いますが、職員の仕事の効率等々も考え、健康管理も考えて、暖房を含めていろいろな分野もそういうことになると思うので、全く使うなという、どんどん使わないようにしていこうという、ゼロにしていこうというまではちょっと今のところ考えておりませんので、バランスをとった中で努力させていただきたいというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 唐突な質問で申しわけなかったんですが、いずれにしろ、本当二酸化炭素という部分に関しては、本当に地球全体での問題でもありますので、ある部分では真剣に、確かに労働環境という部分も大変重要な課題にはなってくると思えます。それはそれとして。

しかし、やはり全体的な流れの中では、大事な、また重要な課題ではないかと思えますので、今後何かの機会にありましたらば、ご検討をお願いしたいと思います。

次に、那須塩原市のエコ・デーについて再質問をしたいと思えますけれども、先ほど答弁にありましたように、12月の答弁ということなんですけれども、那須塩原市のキャッチフレーズと申しますか、その中に、やはり人と自然が支えあうまちづくりというものをうたっております。そういう中においては、二酸化炭素、先ほどから繰り返しますけれども、二酸化炭素排出、いかにやはりやっつけていかなきゃならないのかなと思えますけれども、昼間はできるだけ自家用車を使わないで来ていただくとか、もしくは夜、先ほどクールビズというようなお話がありましたけれども、昨年の洞爺湖サミットにおいては、クールアースデーという形で、7月7日に時間帯2時間でしょうけれども、時間とめたという例があります。そういう中においては、せっかくの那須塩原市、本当に夜の空はきれいであります。そういうふうなところから見て、夜、時間を15分であれ、30分であれ、できることなら消していただいて、空を見上げて本当にロマンというものを家族で語り合うとか、そんな時間をとれたらいいんではないかなという形で質問をさせていただきました。

そういう部分においては、今言ったように本当に今の時代、心が貧しい時代でもあります。そういう中においては、夜の本当にきれいな星を見上げるという部分では、この那須塩原市の、先ほど言いましたように、人と自然が支えあうという部分においてはぴったりではないかと思えますので、再度聞きたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたしま

す。

非常にすてきなご提言だと私も思います。どうしても言いわけがましくなってしまって申しわけないんですが、先ほど市長が答弁しましたように、こういうものは市民の方々と一緒に考えて、一緒に行動していくというふうにしていかないと、なかなか根づかないものだと思います。

ノーマイカーデーというのが一時ブームありまして、市職員や市民の方々に話しかけて車を使わない、要するにガソリンを使わないでいこうとかという例を設けた時期もありましたが、いつの間にか、とっくの昔になくなってしまったというふうに思います。

そういう意味では、やはり市民ともども協働のまちづくりじゃありませんが、そういう考えるところから、一緒に考えていくと。そのためには、その推進計画というものをつくっていかうと思っておりますので、そこには市民が入って、当然事業所も入っていただいて、どういうものから一緒にやっていきたいと思いますというところから話し合いをしてやっていきたいなというふうに希望を抱いております。

そういう中で、非常に那須塩原市民の本当に自然を大切に作る心というのは皆さんも誇りに思っていますし、今の提言はぴったり合っているのかなと思いますので、その中では、今のお話は間違いなく議論の対象にさせていただきたいと思っております。

そういうことで、もうちょっとこれも申しわけないんですが、歯がゆいかもしれませんが、やはり一つ一つこう一緒に市民とやっていきたいという部分もありますので、行政が一方的に、この日は何々だ、アドバランを上げるのは、これもまた施策でありましょうけれども、私どもは特に環境問題は息長くやっていかなければならぬ

分野ですので、市民ともどもやらせていただきたいというふうに思っておりますので、もう少々のお時間をいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 理解は十分私もできるんです。そういう中において、行政が率先してリーダーシップをとっていかなくてはならないのではないかなと、そういう観点から質問をさせていただきました。

また、このエコ・デーというのは、環境ということを考えて、自分の体の環境も大変重要な問題になってくると思います。今はやはりジョギングとか、本当に職員の方もそうですけれども、昼休みかなり歩いている人が多いです。そういうことを考えると、やはり自分の体の環境、また自然の環境も大切にしていくこと、これが大事なところではないかなと思います。

よろしくご検討のほどお願いしたいと思います。

次に、太陽光発電システム住宅への補助の早期創設ということで再質問をさせていただきますけれども、先ほど答弁ありましたように、前回の東泉富士夫議員ということなんですけれども、今は確かにそのときはそういうような時の流れというものが多分にあったと思います。でも、今はそういう面においては、本当に100年に一度という、ふうな危機的な状況も踏まえると、前倒しでやっていくことも大変重要な課題ではないかなと思います。ましてや、太陽光発電を設置することによって、設置費用といたしますか、余剰電力ですね、それを売電という形で東電のほうで買っていただく値段も、現状23円から50円程度に引き上げるといような、そういう話もあります。また、設置費用も、当然そういった中で今までは設置した費用を回収できないという部分がありましたけれども、そういった流れの中で10年から15年ぐらいで

設置費用が回収できるという部分においては、大変重要な課題ではないかなと思うんです。また、その補助制度についても、何千万単位とかという部分ではなくて、近隣ではやはり200万前後という、また1件当たり20万円程度というような補助も考えてあるようであります。

そこで考えると、市長が今回環境を守るための基金ということで掲げてありますので、そういった中でそちらのほうに利用していただいくことも大事な部分ではないかと思えますけれども、そういった活用はいかがに考えるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

従前のときの回答では、導入経費が200万半ばから300万かかるという代物になります。そういうものを導入できる市民はというと、ある程度限られてくるということになると、一部の人のための補助金制度になるのかなという部分も払拭できないというのを、自分自身も払拭できない部分もありまして、すぐにはちよっと財源問題もちろんでするので、なかなか難しいという回答をしたつもりでございます。

今般、今ご提言の中にありましたように、市長の公約の中に基金という問題がありまして、そういう意味では財源もある程度担保できるかもしれません。そういう意味では、少し前向きに検討する対象なのかなと思えますし、それから今度、何か制度的にもっと普及しやすいように、国のほうも設置費の補助というんじゃなくて電気料金のほうで対応しましょうと。設置費は持っていただいて、それを外国のように、外国が普及したのは電気料金をかなり高く買った。買った部分はもしかすると皆さんの使う料金が少し上がるというイメ

ージになるんですが、そういうことで普及がどんどん高まっていったということもありますので、その辺の状況も見なくちゃなりません。

そういうことも含めまして、これも先ほど市長が答弁したように、その計画をつくる段階で、市民ともども、どういう方策で、市としてやっていったらいいんだろうということもなってくると思えますので、その中でこれは十分検討させていただきたいと思えますし、前回もそういう内容でお答えさせていただいたと思えますが、これもまだ時間が少々要りますので、もう少しお待ちいただきたいと思えます。

ですから、新年度すぐ早々というわけにはなかなかいかないと思えます。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木紀君） 今、部長のほうから答弁ありましたように、確かに以前は所得が高い人に対する優遇措置というのは、私もそのとおりだと思います。ただ、今は本当にお話がありましたように回収できるという、そういう見込みなものですから、しっかりとお願いしたいと思えますが、ちなみに、環境のほうで最後の質問になりますけれども、太陽光発電の普及率をお尋ねしたいと思うんですが、先日、那須烏山のほうでは250カ所で2.5%の設置率ということで載ってはあったんですが、全国的に見ますとどうなのかという部分では、各自自治体でありま

すから、なかなかきちんとした数字は出てこないと思うんですが、2005年度では0.5%というような設置率だったようであります。またこれは3年前ということなものですから、現在は1%程度上がっているのではないかなと思うんですけども、本市においての設置率というものを把握しているのであればお尋ねをしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

新聞で一般質問の関係が載っておりましたので、私も那須塩原、当然わかるのかなということで、担当をして当然に照会をかけましたけれども、エリアがびったり仕事になるというのも非常に難しいし、特にそういう統計をとっていないので、あちらの場合は事前に照会を早くかけておいて、たまたま似たような数字、市民のところの太陽光じゃなくて、事業所も全部入っているそうです。あれは文章がちょっと新聞記事、細かく載っていたわけじゃないので、誤解を受ける部分もあるようなんですけれども、事業所等々も含めて、売電している事業所数という形で数字をつかまえたようなんですけれども、当方もお願いしておったんですが、私のところまできょうまでにはちょっと届け間に合わないで、きょう発表できません。本来本会議で発表しなくちゃいけないんですが、もし東電から数字がわかったということでお知らせを受けましたら、話はさせていただきたいと思いますが、きょうちょっと数字を持っていませんので、申しわけありません。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） はい、了解いたしました。

いずれにしろ、発電システムというのは重要な今後の課題になってくると思います。また循環型社会の模範として注目を集めている江戸時代と言われ

ております生ごみでさえ、初物野菜をつくるために積極的に利用されていたと言われております。

日本は今後低炭素社会を実現するため、温室効果ガスの半減へ向け、目標達成を着実に対策を実行していかななくてはならないと思います。

本市においても、同様に行動計画を着実に実行していただくこと、今まで以上に、また積極的に環境経済雇用対策を要望して、次の質問に移ります。

次に、児童生徒の生活習慣と食育について。

児童生徒の午前中の授業では、前日の就寝時間が大きく影響します。また、家庭では起床時間がおくれ、朝食をとらず空腹のまま登校すると授業に集中できず、授業内容が十分に理解できないとも言われております。

そうした観点から、規則正しい生活習慣とバランスのとれた食事を推進する食育が重要となります。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

初めに、学校における生活習慣を向上させるための具体的な指導や取り組みについてお伺いいたします。

次に、食育の現状と改善に向けた本市の取り組みについてお伺いいたします。

以上、2点お願いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（井上敏和君） 学校における生活習慣を向上させるための具体的な指導や取り組みについてのご質問にお答えいたします。

基本的には、生活習慣を育てる場は家庭が第一であると考えますが、家庭と連携して児童生徒の生活習慣を向上させるために、各小中学校では、学級担任や養護教諭を中心として学級活動や保健体育の授業、朝の会や帰りの会で、早寝早起きや朝食の重要性などについて繰り返し指導を行っているところでございます。

さらに、最近は小中連携による中学校区を単位といたしまして、合同学校保健委員会を開催し、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の健康に関する問題を話し合い、改善に向けた具体的な取り組みを行っているところも現実にあらわれてきております。

(2)の食育の現状と改善に向けた本市の取り組みについてのご質問にお答えします。

本市の小中学校においては、平成19年度に実施した小中学生に関する意識調査によりますと、朝食をとらないで登校する児童生徒の割合は、小学生では5%以下でございますが、中学1年生になると5%を超え、中学3年生では約10%にまでなっている現状があります。

このような現状を改善し、市民一人一人が健康で心豊かな生活を実現するため、昨年3月に那須塩原市食育推進計画みんなで食育楽しい健康生活を策定しました。

その中で、アグリ体験事業や親子の食育教室の開催を通して、食に対する理解を深めたり、バランスのとれた食事を3回とることの大切さや食卓を囲む大切さを理解させるために、親子給食会を実施しています。

また、学校における食に関する指導の充実を図り、学級担任と養護教諭、栄養教諭や栄養士とのチーム・ティーチング等により、食事の重要性についての指導を行っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

先ほど、早寝早起き朝ごはんというお話が出ていましたけれども、具体的にはその中でどのように行っているのか、確かに早寝早起きということは言葉ではいいと思います。では、それに対して、具体

的に早寝するためにはどのような行動をとったらいいか、行動ってないんですが、とったらいいか。また、なぜ朝ごはんを食べないと体がもたないのかといったような、具体的にはどのような進め方をしているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） お答えします。

早寝早起き朝ごはんと言いますのは、平成18年4月に発足した早寝早起き朝ごはん全国協議会が進める早寝早起き朝ごはん国民運動を文科省が支援するということが始まっておりますが、それは児童生徒のきちんとした生活習慣をつくるために、三度のきちんとした食事をとることが基本的な生活習慣を定着させるための1つの基本的な方策であるというふうなところが発端でございますが、そのほかに、朝起きて生活のリズムというのが早起きから始まりまして、そして早起きをする。つまり、朝食をとる時間を確保できる。したがって、朝食をとってくるとエネルギーが非常に体に行き渡り、規則正しい生活習慣とバランスのとれた生活が生まれるというところから、各小中学校におきましては、先ほどの答弁の中で、保健体育の授業、朝の会や帰りの会で早寝早起き朝ごはんという指導を繰り返すというところは、やはり栄養士や栄養教諭というのが位置づけられましたので、学級担任のほかに、専門の知識を持っている養護教諭や栄養士ともどもチームティーチングということで、例えば学級活動では日課表のつくり方の指導とか、それから長期休業中には家庭が第一という、その基本的な生活習慣のつくり方の基本である長期の日課表の作成等におきまして、やはり専門的な知識をそこに導入しまして児童生徒を指導すると、こんなふうな具体的な方策の一端があります。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 早寝しなくちゃならない、

早起きをする、朝ごはんをとるといふ、先日テレビ放映の中で、学校の授業が始まる前に、ドッジボールなんかをやっている子どもたちがいたんです。それによって、ドッジボール、遊びですから、その中においてお昼までとにかくお腹がもたないということで、朝ごはんを食べるようになったと。また、早く寝る。次の日の朝のドッジボールするのが楽しみで早寝もしたと。その結果、子どもながらに生活習慣病、肥満だったんだと思うのですが、それが本当に体力がついてきて細くなったというような報道がされていましたが、そういった中においては、今言ったように授業前にそういった運動、縄跳びであれ、ドッジボールであれ、そういったものをしていくことも大事な要素になるのではないかなと思うのですが、そこら辺のところの認識はいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） まず、平成19年度、本市の児童生徒の意識調査というふうなところに、毎朝ごはんを食べている生徒ということで調査をしましたけれども、学年が上がるにつれ徐々に下がってきておりますが、時々食べているまでを加えますと、中学生の3年生を除き93%から96%が、本市の児童生徒が朝食を食べているというふうな結果が出てきております。

それから、早寝早起きに関して、早寝をすれば当然早起きもつながっていくということで、この寝る時間の調査というふうなのを行いました。早く寝ていると思う割合というのは学年が上がるにつれてやはり比例的に減ってきておりますが、おおむね小学校3年生から4年生に関しましては9時ごろが多い、その大半を占めております。五、六年生になりますと、10時ごろに寝ているというふうなおおむね多くなってきております。中学生に入りますと、学年が上がるにつれて寝る時間が遅くなっておりま

すけれども、中学3年生は50%強が12時ごろか、それよりも遅いと、こういうふうなことになっておまして、これは中学3年生ですと進路を控えて勉強に精を出すというふうな傾向があるのではないかと思います。こんな状況の中で、議員の朝の運動の件に関しましては、これに対しましては、統計的にはまだ具体的に効果があるとか、それからそれが原因で腹が減るとかというのは、これはないんですが、常識的にはそんなところは部活動等でも朝の練習とか、それから何か行事があるときには早く来て学校でその仕事をするとかいうふうな、その生徒児童の実態がありますので、そういう面に関しては、非常に朝ごはんは重要な位置を占めるというふうには認識しております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） すみません。

再確認なんです。9時ごろ寝ると、もしくは10時ごろ寝ると言っているのは何%ぐらいあるのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 学年によって違いますので、私の説明は、おおむね小学校3年生から4年生が五、六十%の中で9時ごろが多いというところ、それから5、6年生に関しましては、10時ごろに寝る子が五、六十%の位置を占めているというふうな説明でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） ありがとうございます。

早寝早起きすることによって、結果的には学力が上がっているというふうな傾向もあると伺っております。そういう中においては、今答弁がありましたように、小学校3年生か4年生が大体9時ごろ就寝というのが50%、60%、残りの30%から40%に対し

ては、そういう中での家庭での連携なんかはどのよう
にとっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） まず、食生活と学力の関
係でございますが、昨年文科省主催の学力状況調査
と、それから意識調査というふうなのをあわせて行
いました。

そのまとめも、今年度文科省から出た早寝早
起き朝ごはんのパンフの中で傾向が語られておりま
すが、やはり朝食をとる児童生徒の傾向としては、
若干とらない生徒よりも学力的には数ポイント上回
っているという結果も載せてありますが、本市にお
いては、まだそこまでの検証はしておりません。

その次に、家庭が第一ということで、家庭教育
の中で食生活をどういうふうに位置づけるかという
ことでございますが、やはり学校のほうからは、保
護者会等で食育の重要性を専門の栄養士や栄養教諭
から述べてもらったり、養護教諭から解説をしても
らったりするところがあります。

それから、単に親向けではなくて、児童生徒そ
の自体に食育の意識づけということから、総合的な
学習の中で、食と健康とか、題目を食に絡む、そう
いうテーマを掲げて学校全体で取り組んでいる学校
とか、そういうふうなところがあります。

それから、学校経営の中で、校長の学校経営の
4月当初の経営の中に、食に関する位置づけ、それ
から調理場からの四季ごとの、月ごとの便り、それ
から栄養教諭の効果的な活用と、さまざまな方面か
らそのアプローチをしているところでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 食育の関連したというお話
がありましたけれども、今後、学校、また生活習慣
においては、先ほど答弁ありましたように、家庭が
大事だと。また地域の中における連携といえます

か、そういうことも大変重要な課題になってくると
思うんですが、地域との連携なんかにおいてはどの
ように対応しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 先ほどの答弁の中に、那
須塩原市食育計画の中でアグリ体験事業や親子の食
育教室というふうなのを申し述べましたけれども、
アグリ体験事業に関しましては、小学校25校中21校、
それから中学校10校中2校が、現在その親子ともど
ものアグリ体験事業に取り組んでいたり、それから
食育教室では単なる親の学年部会での試食会のみな
らず、行事等で一緒に食事をつくったりということ
で、ともに食べると、同じものを食べるというふう
なことを通しながら、徐々に理解を深めるというふ
うな方策も考えてとっているところでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 25校中21校、10校中2校と
いうことで、アグリ体験ということですが、
今後授業参観とか学校での催し物等を学校の先生の
負担は出てくるかもしれないんですが、そういった
催し物をこれからふやして、地域との連携、また家
族との連携というものをふやしていくお考えはある
のかお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 新教育課程の意向で現在
進んでいるところでございまして、完全新指導要領
実施、これが完全に実施されますと、教科ごとの授
業時数がふえるという教科も理科と数学であります
ので、そういうところを考えますと、学校の必修の
授業時間が決まっている中、非常に苦しいところも
ありますけれども、やはり児童生徒の健康、それか
ら今後未来を開くという、そういう児童生徒の観点
からすると、やはりこれは重要な問題だといいたし
ますので、これは校長初め教育委員会事務局も真剣に

取り組む問題だというふうな認識で、今後進めたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） ありがとうございます。

本市の教育要覧の中に、食育の推進として、給食に関する情報の提供、地場農産物の活用等5項目ほどありますけれども、今後、早寝早起き朝ごはんといったそのものをテーマにした食育フォーラムなどを開催する予定はあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 今のところ、まだそこまでは至っておりませんが、やはりこの要覧のほうの見直しから、今後、食育の定義をさらに深めたいと、こんなふうには考えているところです。

○議長（植木弘行君） 6番、鈴木紀君。

○6番（鈴木 紀君） 大変にありがとうございます。

最後になりますけれども、ますます学校の役割というものが大きくなってくると思います。そうした中で、本市の教育基本方針の中にも、子どもの健全な成長はということで、学校・家庭・地域社会が連携してその目標実現に努めなければならない。また、その中で家庭の教育力への多角的な支援が必要であるということもうたっております。

新年度に向けて本当に情熱を持って、またこれからの時代というものは人材育成というものがあり、本当に重要視されているというふうに言われております。そういう中においては、生徒をしっかりと原点に戻って教えはぐくんでいただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、6番、鈴木紀君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 君 島 一 郎 君

○議長（植木弘行君） 次に、18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） それでは、本日最後の一般質問になるかと思えます。

4人の一般質問が終わりまして、お疲れのところ大変恐縮ですが、3点について一般質問を行います。できるだけ早く終わるようにしたいと思うので、1回の質問で済むよう、明快で期待どおりのご答弁をお願いします。

最初に、上中塩原温泉事業についてお伺いいたします。

上中塩原温泉事業は、整備後30年近くたっております。ポンプや貯湯槽は保守点検等が行われ、改修やオーバーホールが実施され、安定供給を図っております。また、現在配湯管の負荷を抑え、さらなる安定供給を図るため、中山配湯所の新設工事が実施されております。当事業は一般家庭のほか、共同浴場やホテル、旅館等も利用しております。しかし、整備後30年近くがたち、配湯管の老朽化も著しくなっており、近年は漏湯によるトラブルがふえております。ことしの1月1日の漏湯では、営業に支障を来したホテル、旅館等も出ております。

安定供給を図るためには、特に第一配湯所から第二配湯所へ送る管が使えない場合、中塩原全域と上塩原宮島・塩原古町地区が使えなくなります。当然、宿泊体験館メープルも使えません。また、第三配湯所から第二配湯所への管が使えなくなると、上塩原小滝、引久保、堂の本が使えないばかりではなく、上中塩原温泉事業全体の供給バランスが崩れてまいります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

①安定供給を図るため、漏湯調査を実施していると思いますが、どの程度進んでいるのかお伺いをします。

②水道事業で言う有収率に当たるものがあれば、何%になるのかお伺いいたします。

③これらのことを踏まえ、老朽管の更新計画をどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 18番、君島一郎議員の質問にお答えをいたします。

上中塩原温泉事業についてでございますけれども、3点について順次お答えをいたします。

上中塩原温泉管理事業の漏湯調査をしておるのかという質問にお答えをいたします。

上中塩原温泉管理事業につきましては、昭和58年に整備をしたもので、26年ほど経過をしているため老朽化が進んでおります。このため、漏湯が疑われる箇所について調査を実施しております。

これら調査により発見された漏湯箇所は、随時修繕を行っております。全体的な調査は実施しておりませんので、今後、全体的な調査を検討していきたいと考えております。

次に、②の水道事業で言う有収率に当たるものはあるのかというご質問にお答えをいたします。

温泉供給システムにおきましては、貯湯タンクから供給された温泉の残り湯を再度貯湯タンクに戻して再給湯しておりますが、温度の低下した温泉は捨てているため、有収率は把握しておりません。

次に、③の老朽管の更新計画はあるのかというご質問についてお答えをいたします。

上中塩原温泉管理事業の温泉本管の延長は12kmであります。現在までは漏湯箇所の修繕での対応

をしておりますが、配湯管の更新計画につきましては、温泉事業特別会計の財政状況等を考慮し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ただいまの1から3につきましてまとめてお話しさせていただきます。

ただいまいただいたご答弁は、今後全体的な調査を検討したいということと、財政的な状況等を考慮しながら計画については検討したいというご答弁をいただきました。

検討したいというようなご答弁ではちょっと不満が残りますし、私どもも5月1日以降、またここへ立てるかどうかという保証がないものですから、もうちょっといいご答弁をいただきたいなどは思ったんですが、とりあえず、全体的な調査をしていただいて、その後、計画については進めたいと思います。2点目に入らせていただきます。

次に、アンダーパスの冠水対策についてお伺いをいたします。

昨年8月16日の集中豪雨により、鹿沼市の東北道アンダーパスで発生した車水没事故を教訓に、県内市町村を初め、全国的に事故防止策を講じております。

本市においても、JR宇都宮線や東北道にアンダーパスがあります。これらのアンダーパスで、過去に死亡事故までは至らなかったものの、車の水没事故が数件起きております。降雨時、通行どめの看板を設置されているところもあります。道路管理者が国あるいは県のものについては関係機関への要望になってしまうかもしれませんが、特に市管理のものについては、看板だけではなく遮断機やバリケード等の防止策を講じる必要があると思いますが、本市においてはどのような防止策

を講じているのか、あるいは講じる計画なのかをお伺いをいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） アンダーパスの冠水対策についてお答えいたします。

本市においては、降雨時に地形的に冠水のおそれのあるアンダーパスが27カ所あり、そのうち幹線道路などのアンダーパス13カ所について、降雨時冠水注意の看板設置や注意喚起の路面表示等を行っております。

今後も引き続き看板や路面表示等の増設を進めるとともに、雨水浸透槽の設置などについても検討していきたいと考えております。

さらに、アンダーパスの通行どめにつきましては、職員等によるパトロールや通行者などからの通報により、バリケード等の設置による通行どめ措置を講じているところですが、集中豪雨に対する基準の明確化や初動態制等の確立により、さらなる安全対策は図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） アンダーパスの安全対策につきましては、本市におきましては看板だけということではなく、路面表示、あるいは浸透ます等も検討しているということで、またパトロールによるバリケード、これらについても設置をされているということでございますので、1つだけご答弁の中で至らなかった中で、考えているかどうかだけちょっとお聞きしたいんですが、雪等におけます豪雪地帯に行きますと、積雪の部分がわかる表示をしたり、あるいは路肩の表示が道路の境部分に表示をされて、安全確保を努めているという部分がございますが、本市のアンダーパスの冠水において水位がわかるような考え、運転手の方

は冠水状況がわからず、量が少ないとって入ってってしまうものもかなりあるようなので、その辺につきましては、水深がどのくらいになっているという表示、見ればわかるような表示をするお考えはあるか、どうかお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 水位計の設置でございますが、先ほどちょっと申し上げた13カ所のうち、6カ所に水位計が設置してございます。残りの箇所につきましても、そういった措置等につきまして検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） できるだけ事故のないよう防止策を講じていただきたいと思います。

最後に、都市計画道路についてお伺いをいたします。

国・地方ともに財政が厳しくなっている中、道路特定財源も一般財源化され、ますます道路整備が厳しい状況になってきており、道路整備も路線の選択を余儀なくされております。

そういった中で、本市には40数本の都市計画道路が計画決定されております。その中で、次の5路線について整備計画及び進捗状況についてお伺いをいたします。

①3・3・5黒磯本通り、②3・6・3東那須野駅前通り、③3・5・1中央通り、④3・4・3水源通り、⑤3・6・1若葉通り、この5路線についての状況をお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） 都市計画道路の整備状況と進捗状況についてお答えいたします。

①の3・3・5黒磯本通りにつきましては、3月5日の敬清会の代表質問で平山英議員にお答えしたとおりであります。

②の3・6・3東那須野駅前通りにつきましては、県道東那須野停車場線の歩道整備事業につきまして2回ほど計画がありましたが、地元の理解が得られず、現在に至っております。

③の3・5・1中央通りにつきましては、都市計画道路として実施している3・3・2の黒磯那須北線の完成を目指すことといたしまして、交差点改良や雨水排水対策以外の実施要望の予定は、現在のところございません。

それから、④の3・4・3水源通りにつきましては、国道400号バイパスと県道西那須野停車場線を結ぶ路線であります。西那須野地区まちづくり交付金事業で現在進めている中央道への整備を優先している状況であります。

⑤の3・6・1若葉通りにつきましては、現在温泉街の主要路線の国道400号として利用しております。都市計画道路としての計画決定はされておりますが、中塩原バイパス、下塩原バイパスの整備を優先していただいております。

今後、都市計画道路の整備に当たりましては、平成18年度に策定いたしました那須塩原市道路整備基本計画に基づきまして、社会情勢の変化、さらには住民の意向等を踏まえまして、優先順位を精査、検討し、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ただいまのご答弁いただかなかった中で、①3・3・5黒磯本通りにつきましては、3月5日平山英氏議員に答弁のとおりということですが、これは道路整備事業と駅前広場の整備事業、それから駅周辺整備事業関係を平成12年の地元説明会で了解を得られずという話しをしているということよろしいでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） はい、そのとおりでございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） それでは、順番1番からじゃなくて、ちょっと5番のほうから再度お聞きをしたいと思います。

3・6・1若葉通りにつきましては、国道400号上塩原バイパス、あるいは下塩原バイパスを優先をしてということですが、この優先されている国道400号のバイパスのほうが開通をした場合に、果たして若葉通りを、計画決定されている道路として拡幅をする必要があるのでしょうか。私自身としましては、必要がないのではないかと、かえって大型車は400号のほうに、バイパスのほうへ回るので必要ないのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 若葉通りにつきましては、現在のところ9mで計画されております。

議員ご指摘のとおり、塩原の観光プラン21等の計画等でございますと、9mで市のほうに移管とかそういった話になれば、その後はプロムナードの計画とかそういったものもございますが、とりあえず当面は、今のところは先ほど申しましたように、中塩原バイパス、下塩原バイパスの進行状況を見ながら検討していきたいというふうに思っています。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 次に、①の3・3・5黒磯本通りから3・4・3水源通り、これらにつきましてですが、これらにつきましては、まだ現在3・5・1中央通りにつきましては、交差点の改良、雨水排水対策については若干行われているようですが、これは3・3・2黒磯那須北線との関

係だと思しますので、そうすると、3・3・5黒磯本通りから3・4・3水源通りにつきましては、現在のところ、特別計画がないと思しますので、特に3・5・1中央通り、3・4・3水源通り、3・3・5黒磯本通り、これらにつきましては、計画道路になっている部分がかなり現在の道路の拡幅だけにとどまらず、住宅地、この中を通るような形をとっております。

これらにつきましても、そこの中に住んでいる住民からすれば、今後、住宅地、住宅等の増改築、こういうものもある程度規制を受けてまいりますので、そういう点からすると、計画決定の見直しというものも考えていくべきではないかと思しますが、いかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 計画決定していることから、住宅を建築するとかそういったときにおきましては、53条といいますけれども、届け出を出していただいている。そのような状況もございしますので、計画は計画として一応進めていきたいと思っておりますけれども、なかなかすぐに一長一短に変更するということは難しいかなというふうには思っています。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 53条の届け出を出せば当然建築することは可能かと思いますが、ただ、その場合に、事業実施に当たっては反対することなく事業に賛成をするというような文言が趣旨的には入っているかと思しますので、そうしますと、なかなか増改築する方につきましては、いつされるのかわからないものに対して届け出を出すというのも若干抵抗があるんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 前はそういった住宅を

建てるときに、そういったものにつきましては、整備をするときは了解しますよというようなことでございましたが、最近のことから言いますと、そういった事項が入っていませんので、そういったことも含めると、なかなか見直してまた幅員を減少、変更したり、路線を変更するとか、そういうことになると、若干難しいというふうに思っています。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 続きまして、①の3・3・5黒磯本通り、②の3・6・3東那須野駅前通り、これらにつきましては、部長のほうからありましたとおり、3・6・3東那須野駅前通りにつきましては、東那須野停車場線の歩道整備関係で2回計画を地元に行っているけれども、理解が得られなかったと。また、①の3・3・5黒磯本通り、これにつきましても、平成12年の地元説明会で了解が得られなかったということで中断しているということですが、これらにつきましても、やはり計画道路、計画決定されております関係で、どうしても駅前の商店街というものは奥行きのない土地に商店を建てているのが大部分かと思えます。

そこで、計画決定されている道路に基づきまして、市のほうでの整備が入るという形をとりますと、当然そこでやっています商店街の方々にとりましては、セットバックしなければならないというような部分も出てくるので、なかなか駅前開発についてはできない状況にあるのではないかと思います。そういった意味も含めまして、計画道路の見直しという部分についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） まず初めに、3・6・3の東那須野駅前通りでございますが、これにつ

きましては、幅員が11から14mということで計画されています。この東那須野駅前通りにつきましては、現在幅員はございます。ただ、そこに歩道の整備とか、そういったものにおきまして、歩道整備されますと何と申しますか、車の出入りといえますか、とめるとかそういったものがちょっと不便になるのではということで理解が得られなかったということでございます。

ですから、3・6・3につきましては幅員がありますので、これにつきましては、もし地元の理解が得られれば、整備がすぐにでもできるということでございまして、県道との、県の関係でございまして、すぐできるということは申し上げられません、そういった可能性はあるということでございます。

それから、3・3・5につきましては、この前、平山英議員への答弁でもお答えしましたとおり、地元の皆さんがそういったことでご理解が得られるようになれば、それにつきましても、やはり県のほうと市のほうでバックアップいたしまして、整備につきまして今後検討させていただくということでございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 今回、都市計画道路40数本のうち、5本だけを話題に出ささせていただきました。

どうしても事業実施がある程度見込めるものであれば、地権者、あるいは地元住民のほうも納得はいくんではないかと思いますが、計画さえない計画、実施計画がないような形で規制だけがされている計画道路というものは結構あるかと思しますので、こういう部分につきましては、今後は十分内容を検討されまして、変更すべきものは変更するような形でのご検討をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。

大変ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、18番、君島一郎君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の報告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時54分